

非専門職参画型の 里親家庭むけ訪問型支援制度の実施状況調査

調査報告書

2026年3月



もくじ	1
I はじめに	2
1 課題背景と目的	2
2 調査実施概要	2
II 結果と考察の概要	3
1 事業を実施している地域数と割合	3
2 訪問支援員の要件	3
3 里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業（全26児童相談所）	4
4 事業の有効性と運営上の課題	5
5 事業の実施を検討したいと思うか	6
6 まとめ	6
III 結果詳細	7
1 回答者の機関の種別	7
2 訪問型の育児・家事支援事業を実施しているか	7
3 事業を実施している地域（児童相談所）の内訳	8
4 訪問支援員の要件	9
5 里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業（全26児童相談所） 一覧と各事業の概要	10
6 事業の有効性	17
7 事業運営上の課題	18
8 事業を実施していない理由	19
9 事業の実施を検討したいと思うか	19
* コラム - 個人情報の保護? -	20
10 非専門職の参画 訪問型支援以外の取組み	21
11 非専門職の参画 推進についての意向	22
IV おわりに	24
1 最優先課題	24
2 結語	26
調査票	27
イベントアーカイブ動画のご案内	33

I. Introduction - はじめに -

1. 課題背景と目的

2022年の児童福祉法改正により「里親支援センター」が創設され、2026年にはその設置促進のための事業が予算化されるなど、里親を「増やす」と同時に「支える」ために、国の制度の拡充が進められています。各地でも専門職による相談支援体制の充実化や、里親どうしのピアサポートなどについて、それぞれの現場で取り組みが重ねられているところですが、里親子が社会で安心して暮らすためには、**地域住民（非専門職）の参画**も重要であると、私たちバディチームは考えています。

バディチームは、2009年より里親家庭に対する訪問型の育児・家事支援をモデル実施し、2012年より、東京都における里親支援機関事業の一環としての「育児家事援助者派遣」を受託実施してきました（2026年4月時点においては都内2区）。本事業においては、特段の資格や経験を有しない「非専門職」のスタッフも現場支援者として保育や送迎、家事の支援を行っており、里親子を社会全体で支えるという意味において、重要な取り組みと認識しています。

その一方、本事業は国のこの間の里親家庭支援の推進・拡充においてはメニューに含まれておらず、検討の論点としても十分に取り上げられているとはいえません。そのため全国的に同様の事業がどの程度実施されているのか、実態が明らかになっていない状況です。

そこで本調査においては、まず里親家庭むけの訪問型の育児・家事支援の事業が全国でどの程度の地域で実施されているのかを明らかにし、さらにその中で、非専門職のスタッフが訪問支援員として活動するような事業がどの程度あるのか、その現状を明らかにします。またそうした事業を実施している支援機関から事業の有効性や運営上の課題についての声を集める他、事業を実施していない機関からも、非専門職が参画する取り組みの推進についての意向の声を集め、事業の実施が検討される際の基礎的な資料となることを目的としています。

児童を委託されている里親家庭のうち共働き世帯は今や5割を超え、「一般」の子育て家庭が必要とするような子育て支援を里親家庭も必要としています。そしてそうした支援は、有資格者や専門職でなくても担うことができます。里親子とともに悩み、ともによるこが理解者・応援団を地域に広げる取り組みが全国に広がっていくことに、本調査がわずかでも寄与することができればと願います。

4) 里親等養育支援業務

- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整を行う。
- 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所していることや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行う。

里親家庭に対する養育支援は
専門職による相談支援か 里親相互のピアサポート
※家事等の生活援助についても言及があるものの、
やはり里親相互のピアサポートでの実施が想定されている

2. 調査実施概要

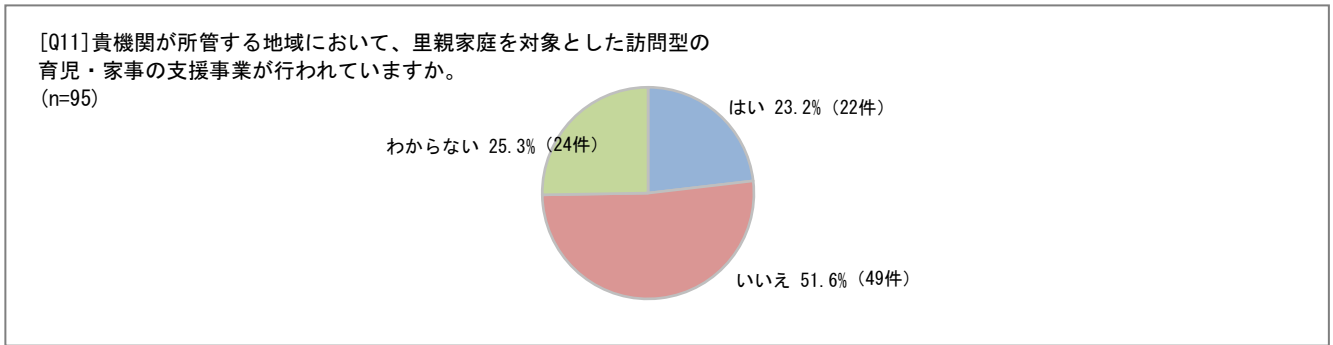
全国の児童相談所、里親支援センター、フォスタリング機関、児童家庭支援センターを対象に、Webアンケートによって調査を行った。

- 調査票配布対象：626件
- 調査票配布方法：Web調査票のQRコードおよびURLが記載されたチラシを郵送により配布
- アンケート実施期間：2025年10月7日～12月8日
- 設問内容：基本情報（所管地域の人口／登録里親家庭数／委託里親家庭数／委託児童数／他）
里親家庭むけの育児・家事の支援事業について（実施の有無／内容／対象／など）
里親家庭むけの支援における非専門職の参画について
など
※本報告書のp27～32に調査票を掲載
- 回答数：95件

II. Summary - 結果と考察の概要 -

1. 事業を実施している地域数と割合

今回の回答から得られた109の児童相談所のうち、**26の児童相談所**の管轄地域で、里親家庭に対する訪問型の育児・家事支援事業が行なわれていることがわかった。



これは、今回の回答から得られた児童相談所の数（109）を母数とした場合には23.9%、また全国の児童相談所の数（240）を母数とした場合には10.8%となる。里親家庭に対する訪問型の育児・家事の支援事業が行なわれているのは、**全国の1割～2割程度の地域**といえることができる。

事業を実施している児童相談所の数	26	→	事業が実施されている割合	
回答から得られた児童相談所の数	109		回答を母数にした場合	23.9%
全国の児童相談所の数 (注※)	240		全国の児童相談所の数を母数にした場合	10.8%

→ 詳細は p7

2. 訪問支援員の要件

事業を実施していると回答のあった機関に対して、現場で支援を実施する訪問支援員について、資格等の要件をたずねたところ、訪問支援員の資格要件がない、つまり「**非専門職**」**参画型となっているのは8地域**となっており、取組み事例はごく少数にとどまっているといえる。

(n=26)

訪問支援員の要件	児相数	内訳
資格要件あり ※専門職並の経験要件を含む	8	東京都 (1) 品川区 豊島区 川崎市 (3) 山梨県 (2)
里親登録者	9	山形県 (2) 群馬県 (4) 高崎市 長野県 (2)
資格要件なし ※研修受講のみを含む	8	東京都 (2) 中野区 江戸川区 世田谷区 名古屋市 大阪府 大阪市
不明	1	静岡県

→ 詳細は p9

3. 里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業（全26児童相談所）

今回の調査で回答の得られた、里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業は下記のとおりである。

→ 各事業の概要は p11～16

児相設置自治体	児童相談所	事業名	制度／自主
山形県	山形県中央児童相談所 ／庄内児童相談所	里親養育サポーター派遣事業	自治体の制度事業
群馬県 高崎市	群馬県の4児童相談所 ／高崎市児童相談所	里親訪問支援・相互交流事業	自治体の制度事業
東京都	多摩児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
東京都	立川児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
東京都	町田児童相談所	援助者派遣事業	自治体の制度事業
中野区	中野区児童相談所	中野区里親育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
江戸川区	江戸川区児童相談所	さとおや・おたすけ事業	自治体の制度事業
品川区	品川区児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
豊島区	豊島区児童相談所	家事育児支援事業	自治体の制度事業
世田谷区	世田谷区児童相談所	里親支援のための育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
川崎市	川崎市の3児童相談所	養育援助員	自治体の制度事業
山梨県	山梨県中央児童相談所	子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業等 (市町村の事業のため市町村により名称が異なる)	自治体の制度事業
山梨県	山梨県中央児童相談所 ／都留児童相談所	家庭養育推進自治体モデル事業	民間の自主事業
長野県	長野県中央児童相談所 ／佐久児童相談所	レスパイトケア／ピアサポート	民間の自主事業
静岡県	静岡県中央児童相談所	養育支援訪問事業等 (市町の事業のため市町により名称が異なる)	自治体の制度事業
名古屋市	名古屋市東部児童相談所	里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ	民間の自主事業
大阪府	大阪府富田林子ども家庭センター	こんにちはSatotomo事業 (里親家庭養育協力支援事業)	自治体の制度事業
上記の他、概要の掲載を希望しない事業・児童相談所が1件			

※国の制度事業としてのレスパイト・ケア、および保育や家事の支援を伴わない訪問相談支援と思われるものは、基本的には除外した。

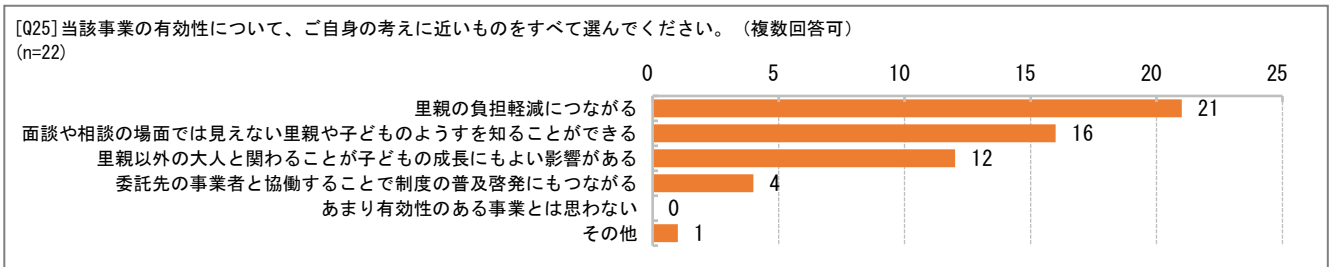
※ただし厳密にはその支援内容に保育や家事を含まないものの、制度運用の独自性等を総合的に勘案して掲載した事業もある。

4. 事業の有効性と運営上の課題

4-1. 事業の有効性

事業を実施していると回答のあった機関に対して、事業の有効性についてたずねたところ、ほぼすべての機関から「**里親の負担軽減につながる**」との回答があり、次いで「**面談や相談の場面では見えない里親や子どものようすを知ることができる**」の回答が多くなった。

理由については、とくに**委託開始直後の**家庭に対する支援の有効性に言及した回答が見られた他、「第三者の視点」「支援の目が増える」「1家庭だけで子育てを抱え込まないように」など、里親家庭の**孤立を防ぐ**点に言及した回答もあった。



▶ おもな理由

- ・里親の負担軽減について、気持ちに余裕がないと里子と良好な関係が築けないため
- ・委託開始後間もない方への派遣なので、先輩里親とつながることで相談したりやり方を学んだり息抜きしながら養育できる。また、委託後、急な生活の変化に体が追い付かない場合なども、養育が変わってもらうことで、里親の負担軽減につながる。
- ・特に委託後数ヶ月～1年程は里親として育児の困難感を抱えやすく、その時期の育児負担軽減に有効である。
- ・共働きの里親も多いため、当該事業によって里親の負担軽減に繋がっている部分が多い。実際に里親支援の選択肢の1つとして、こちらから里親さんに利用をおすすめすることもあり、里親子関係を良好に保つためにも大切な施策だと考えている。
- ・養育経験のない里親の不安軽減につながっている。児童相談所に話しにくいことも含めて里親同士で話せる場になっている。
- ・支援の目が増えることで、里親が内容や関係性に応じて相談場所を選択できている。支援者同士での情報共有もあるため、密な支援にも繋がりがやすく、里親家庭が地域で孤立することが無いような支援に繋がっていると感じる。
- ・訪問支援員の報告からは、日常生活の中での自然な様子や面接の場面では見られないことも知ることができ、今後の支援に参考にすることがある。

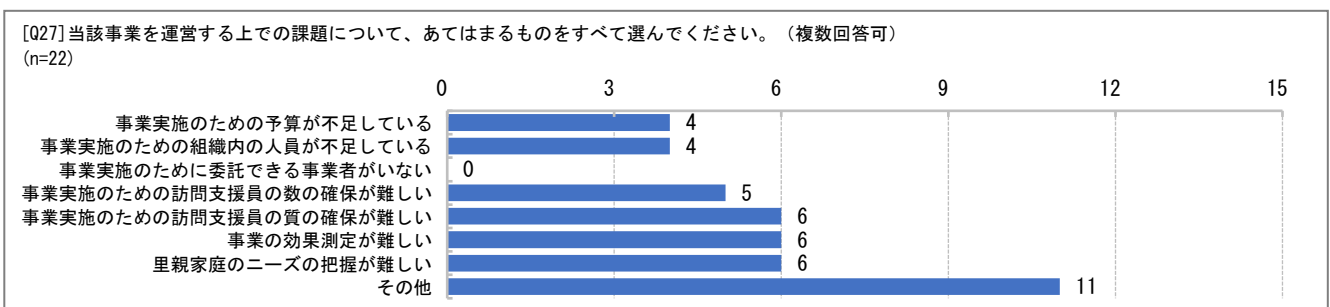
共働き世帯などを念頭に置いた日常的な負担軽減に活用している地域もあれば、委託開始直後の家庭を対象として、負担とともに不安を軽減することに主眼を置いている地域もある。また家庭の中に入ることにより、「面接の場面では見られないことも知ることができ」る他、児童相談所とは異なる立場の支援員（他の里親である場合も含む）が訪問することにより、「児童相談所に話しにくいことも含めて」相談や話をすることができたり、「里親が内容や関係性に応じて相談場所を選択でき」といった意見も挙げられた。

ここでいえることは、当該事業が応えている里親家庭のニーズは必ずしも一様ではないということである。一口に「負担軽減」といっても、委託開始からの期間や、里子の年齢や、里親の就業状況等によってその内実は多様であり、そのことはつまり、家庭に入り、手を動かし足を動かすという訪問型の育児・家事支援のあり方が、里親家庭の（あるいは子育て家庭の）**多様なニーズに応えうる可能性**を有しているということでもある。

→ 詳細は p17

4-2. 事業運営上の課題

一方、事業運営上の課題についてたずねたところ、「**訪問支援員の確保が難しい**」（量・質）が挙げられた他、「**里親家庭のニーズの把握が難しい**」も同程度に挙げられた。また「その他」として、「利用のための面接や調整等の方が手間に感じると、利用を希望しない里親家庭が多い」「急に利用したい時に利用できない」といった利用の申込手順に関する点や、利用の上限時間・子の年齢要件・家事支援の利用要件といった、仕様上の制約に関する点が挙げられた。

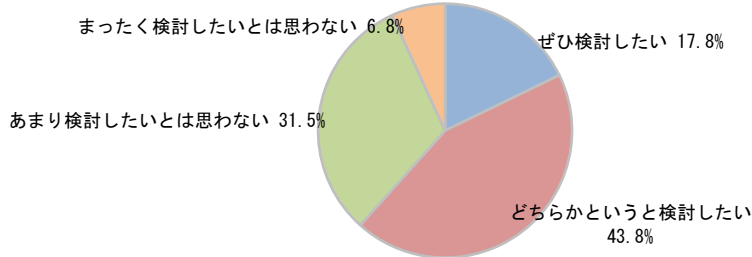


→ 詳細は p18

5. 事業の実施を検討したいと思うか

事業を実施していない、あるいはわからないと回答のあった機関に対して、事業の実施を検討したいと思うか、その意向をたずねたところ、「ぜひ検討したい」と「どちらかという検討したい」の**肯定的な回答が61.6%**となった。理由としては里親家庭の負担軽減や地域の理解について言及された意見などが挙げられた。一方で、否定的な回答も38.3%あり、理由としては個人情報の保護に関する懸念などが挙げられた。

[Q13] 東京都など一部の地域では、地域住民などの非専門職も参画する、里親家庭を対象とした育児・家事の支援事業が行われています。所管する地域においても同様の事業の実施を検討したいと思いますか。
(n=73)



→ 詳細は p19~20

6. まとめ

本調査によって、里親家庭むけの訪問型の育児・家事支援の事業は**全国の1割~2割程度の地域**で行われていることがわかった。この数自体、まだまだ取組みが少数にとどまっていることを示しているが、このうち訪問支援員の資格要件がない、つまり「非専門職」参画型となっている取組みはさらに少なかった。

事業を実施している機関からは、その有効性について「里親の負担軽減につながる」「面談や相談の場面では見えない里親や子どものよすを知ることができる」との回答が多く寄せられた他、里親家庭の孤立を防ぐ点への言及も見られた。

一方で、事業を実施していない機関のうち約6割からは事業の実施について肯定的に検討したいとの回答があった他、事業を実施している機関も含めて、訪問型の育児・家事の支援事業に非専門職が参画することの推進について肯定的な回答も6割を超えた。そもそも、事業を実施していない理由について「そのような事業が存在することを知らず検討されたことがない」が多くの回答を集めたことから、取組み事例が広く認知されることで、今後より多くの地域で事業が実施されていく可能性のあることが示唆された。

今回の調査で回答の得られた、各地での**取組み事例の概要についてp11~p16に示した**（対象家庭の種別、子の年齢要件、実施する支援内容、訪問支援員の要件、他）。制度事業として10年以上実施されているものもあるが、フォスタリング機関や里親支援センターによる独自の取組みとして近年開始されたもの、また市町村が実施主体となる家庭支援事業の対象に里親家庭を含める形で運用されている例もある。

国の制度としての支援メニューに示された訪問による支援（相談支援）ではカバーしきれない、里親家庭のニーズにこまやかに対応しようとする各機関の奮闘が感じられるようである。

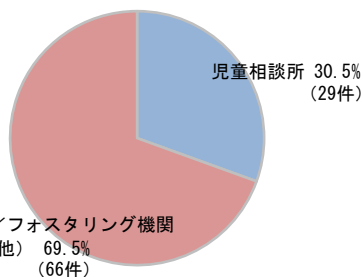
また今回、**自由記述の設問について基本的にすべての回答を掲載した**。事業の有効性について（p17）、事業運営上の課題について（p18）、事業の実施を検討したいと思う／思わない理由について（p19・20）など、全国の支援機関の現場から寄せられたさまざまな声は、試行錯誤と模索が続く現場の状況を映すようでもあり、また本報告書の多くの読者にとっては、各地で汗を流す「同志」の存在を確認することにもなるであろうと思われた。

里親家庭むけの訪問型の育児・家事支援の事業が全国でどの程度の地域で実施されているのか、その現状を明らかにするという目的については上述のとおりおおよそ達成されたといえる。想定した通りというべきか取組み事例は少数にとどまっていることから、本報告書に掲載した取組み事例の一覧や自由記述に集められた意見が、今後事業の実施が検討される、あるいはさらなる改善が検討される際に参照される資料となり、わずかでも寄与することがあれば幸甚である。

Ⅲ. Results - 結果詳細 -

1. 回答者の機関の種別

[Q2] 貴機関について、あてはまる方を選択してください。
(n=95)

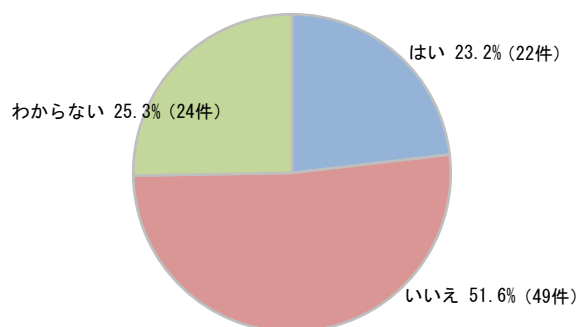


すべての回答のうち、児童相談所が29件で30.5%、児童相談所以外（里親支援センター／フォスタリング機関／児童家庭支援センター／他）が66件で69.5%であった。

この66件の里親支援センター等について、当該機関が所管する地域を管轄する児童相談所の数が111となり（複数の児童相談所の管轄地域を担当するセンター等もあるため）、回答者としての児童相談所の29件との重複を除くと、全体で109の児童相談所の管轄地域についての回答が得られた。これは全国の児童相談所の約45%にあたる。（注※）

2. 訪問型の育児・家事支援事業を実施しているか

[Q11] 貴機関が所管する地域において、里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業が行われていますか。
(n=95)



里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業が実施されている、との回答は22件であった。

うち、児童相談所以外（里親支援センター等）からの回答では複数の児童相談所の管轄地域を担当する機関が存在するため、児童相談所の数では31件となった。またこの31件のうち、児童相談所と児童相談所以外の両方から回答があり重複となったものが5件あった。

以上を整理して、**26**の児童相談所の管轄地域で事業が実施されていることが明らかになった。

「はい」の回答

回答者	回答数
児童相談所	8
児童相談所以外	14

* 所管地域を管轄する児童相談所の数

*	計	重複	差引
8	31	5	26
23			

これは、今回の回答から得られた児童相談所の数（109）を母数とした場合には23.9%、また全国の児童相談所の数（240）を母数とした場合には10.8%となる。里親家庭に対する訪問型の育児・家事の支援事業が行なわれているのは、**全国の1割～2割程度の地域**ということができそうである。

事業を実施している児童相談所の数	26
------------------	----

回答から得られた児童相談所の数	109
-----------------	-----

全国の児童相談所の数（注※）	240
----------------	-----

事業が実施されている割合

回答を母数にした場合	23.9%
------------	--------------

全国の児童相談所の数を母数にした場合	10.8%
--------------------	--------------

ちなみに私たちパディチームは、東京都において2012年より育児家事援助者派遣事業を受託実施している。2020年から特別区の児童相談所の開設や都所管の児童相談所にもフォスタリング機関が設置されてきたことに伴い、担当する地域は減少してきているが、東京都全域において当該事業は引き続き実施されている。今回の調査において回答の得られなかった都内の児童相談所が14あるが、これを加味した場合には、実施割合は16.7%となる（全国の児童相談所の数を母数にした場合）。

（注※） ども家庭庁「児童相談所一覧」によれば全国の児童相談所数は240ヶ所（令和7年4月1日現在）（<https://www.cfa.go.jp/policies/jidoug yakutai/jisou-ichiran>）

3. 事業を実施している地域（児童相談所）の内訳

里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業が実施されている地域（児童相談所）について、いくつかの観点から内訳を示す。

3-1. 児童相談所設置自治体の種別ごと

当該児童相談所の設置自治体が都道府県であるか、あるいは市や区（政令市・中核市・特別区）であるかによる内訳は下記のとおり。

(n=26)

種別	児相数	内訳				
都道府県	15	山形県 (2)	群馬県 (5)	東京都 (3)	山梨県 (2)	
		長野県	静岡県	大阪府		
市・区	11	高崎市	中野区	江戸川区	品川区	豊島区
		世田谷区	川崎市 (3)	名古屋市	大阪市	

3-2. 児童相談所設置自治体の人口ごと

当該児童相談所の設置自治体の人口による内訳は下記のとおり。

都道府県 (n=15)

人口	児相数	内訳			
500万人以上	4	東京都 (3)	大阪府		
300万～500万人未満	0				
100万～300万人未満	9	山形県 (2)	群馬県 (4)	長野県 (2)	静岡県
100万人未満	2	山梨県 (2)			

市・区 (n=11)

人口	児相数	内訳		
100万人以上	5	大阪市	名古屋市	川崎市 (3)
50万～100万人未満	2	世田谷区	江戸川区	
30万～50万人未満	3	高崎市	中野区	品川区
30万人未満	1	豊島区		

※総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）」による。

※都道府県は全体の人口であり、当該児童相談所が管轄する地域の人口ではない。

3-3. 登録里親数ごと / 委託児童数ごと

当該児童相談所の設置自治体における、登録里親の世帯数、または委託児童数による内訳は下記のとおり。

(n=26)

登録里親数	児相数	内訳				
300世帯以上	6	東京都 (3)	静岡県	名古屋市	大阪府	
200～300世帯未満	13	群馬県 (5)	川崎市 (3)	山梨県 (2)	長野県 (2)	大阪市
100～200世帯未満	2	山形県 (2)				
100世帯未満	5	中野区	江戸川区	品川区	豊島区	世田谷区

(n=26)

委託児童数	児相数	内訳						
150人以上	3	東京都 (3)						
100～150人未満	8	群馬県 (5)	名古屋市	大阪府	大阪市			
50～100人未満	8	川崎市 (3)	山梨県 (2)	長野県 (2)	静岡県			
50人未満	7	山形県 (2)	中野区	江戸川区	品川区	豊島区	世田谷区	

※登録里親数は重複を含まない実数。

※厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による（令和6年3月末現在）。

※品川区については令和6年10月に児童相談所が開設されたため、「品川区社会的養育推進計画（令和8年2月）」（令和7年3月末時点）による。

※高崎市については令和7年10月に児童相談所が開設されたため、群馬県に含めた。

前頁に示したいくつかの内訳からは、必ずしも人口の多い大都市圏や、登録里親数・委託児童数が非常に多い地域のみで事業が実施されているわけではないことが見てとれる。人口の少ない地域でも、里親の少ない地域でも、**ニーズはある**といえるだろう。

ただし、その**ニーズは必ずしも一様ではない**ことにも注意が必要である。「事業の有効性」の考察においても後述するが（p17）、共働き世帯などを念頭に置いた日常的な負担軽減に事業を活用している地域もあれば、委託開始直後の家庭を対象として、負担とともに不安を軽減することに主眼を置いている地域もある。このことはつまり、家庭に入り、手を動かし足を動かすという訪問型の育児・家事支援のあり方が、里親家庭の（あるいは子育て家庭の）**多様なニーズに応えうる**可能性を有しているということでもある。

4. 訪問支援員の要件

(n=26)

訪問支援員の要件	児相数	内訳				
資格要件あり ※専門職並の経験要件を含む	8	東京都 (1)	品川区	豊島区	川崎市 (3)	山梨県 (2)
里親登録者	9	山形県 (2)	群馬県 (4)	高崎市	長野県 (2)	
資格要件なし ※研修受講のみを含む	8	東京都 (2)	中野区	江戸川区	世田谷区	名古屋市
不明	1	大阪府	大阪市	静岡県		

事業を実施していると回答のあった機関に対して、現場で支援を実施する訪問支援員について、資格等の要件をたずねた。回答を整理したのが上の表である。複数にまたがる回答もあるが（豊島区・山梨県など）、詳細は次頁以降の各事業の概要を参照されたい。

本調査の問題関心に即して見た場合、訪問支援員の資格要件がない（委託事業者または自治体による研修受講のみを含む）、つまり**「非専門職」が参画するのは8地域**となっており、取組み事例はごく少数にとどまっているといえる。

しかし、「事業の実施を検討したいと思うか」においても後述するが（p19～20）、事業を実施していない、あるいはわからないと回答のあった機関においても、地域住民などの非専門職も参画する、里親家庭を対象とした育児・家事の支援事業の実施を検討することについては、約6割から肯定的な回答が得られた（ぜひ検討したい・どちらかというと検討したい）。取組みが認知され、運営実態についての情報共有が行なわれることで、今後、実施地域が増えていくことが期待される。

5. 里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業（全26児童相談所）

5-1. 一覧

今回の調査で回答の得られた、里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業は下記のとおり。次頁以降に各事業の概要を示す。

児相設置自治体	児童相談所	事業名	制度／自主
山形県	山形県中央児童相談所 ／庄内児童相談所	里親養育サポーター派遣事業	自治体の制度事業
群馬県 高崎市	群馬県の4児童相談所 ／高崎市児童相談所	里親訪問支援・相互交流事業	自治体の制度事業
東京都	多摩児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
東京都	立川児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
東京都	町田児童相談所	援助者派遣事業	自治体の制度事業
中野区	中野区児童相談所	中野区里親育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
江戸川区	江戸川区児童相談所	さとおや・おたすけ事業	自治体の制度事業
品川区	品川区児童相談所	育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
豊島区	豊島区児童相談所	家事育児支援事業	自治体の制度事業
世田谷区	世田谷区児童相談所	里親支援のための育児家事援助者派遣事業	自治体の制度事業
川崎市	川崎市の3児童相談所	養育援助員	自治体の制度事業
山梨県	山梨県中央児童相談所	子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業等 (市町村の事業のため市町村により名称が異なる)	自治体の制度事業
山梨県	山梨県中央児童相談所 ／都留児童相談所	家庭養育推進自治体モデル事業	民間の自主事業
長野県	長野県中央児童相談所 ／佐久児童相談所	レスパイトケア／ピアサポート	民間の自主事業
静岡県	静岡県中央児童相談所	養育支援訪問事業等 (市町の事業のため市町により名称が異なる)	自治体の制度事業
名古屋市	名古屋市東部児童相談所	里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ	民間の自主事業
大阪府	大阪府富田林子ども家庭センター	こんにちはSatotomo事業 (里親家庭養育協力支援事業)	自治体の制度事業
上記の他、概要の掲載を希望しない事業・児童相談所が1件			

※国の制度事業としてのレスパイト・ケア、および保育や家事の支援を伴わない訪問相談支援と思われるものは、基本的には除外した。

※ただし厳密にはその支援内容に保育や家事を含まないものの、制度運用の独自性等を総合的に勘案して掲載した事業もある。

5-2. 各事業の概要

※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	山形県	児童相談所	山形県中央児童相談所／山形県庄内児童相談所
事業名	里親養育サポーター派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	山形県：144世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	なし ※委託開始より1年、養育上困難を抱える里親については2年（計3年）		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談 地域の子育て支援サービス等についての情報提供		
訪問支援員	対象家庭以外の里親		
訪問支援員の要件	里親登録者 委託経験のない里親の場合、事業に関する研修を受けた者		

児相設置自治体	群馬県・高崎市	児童相談所	群馬県の4児童相談所／高崎市児童相談所
事業名	里親訪問支援・相互交流事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	群馬県：204世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム		
子の年齢要件	なし		
支援内容	傾聴、相談 地域の子育て支援サービス等についての情報提供		
訪問支援員	対象家庭以外の里親		
訪問支援員の要件	里親登録者		

児相設置自治体	東京都	児童相談所	多摩児童相談所
事業名	育児家事援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	東京都：839世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム		
子の年齢要件	小学生以下		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	児童養護施設職員の資格要件に準ずる		

※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	東京都	児童相談所	立川児童相談所
事業名	育児家事援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	東京都：839世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	育児：小学6年生までの委託児童 / 家事：年齢要件なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等）※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	児童相談所または里親支援機関の職員 事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	なし		

児相設置自治体	東京都	児童相談所	町田児童相談所
事業名	援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	東京都：839世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム		
子の年齢要件	なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等）※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	児童相談所または里親支援機関の職員 事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	なし		

児相設置自治体	中野区	児童相談所	中野区児童相談所
事業名	中野区里親育児家事援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	中野区：29世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	委託先事業者の規定による		

※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	江戸川区	児童相談所	江戸川区児童相談所
事業名	さとおや・おたすけ事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	江戸川区：57世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／親族里親		
子の年齢要件	小学生以下(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間) ※0歳7ヶ月以下は一部制限あり		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、習い事、等） ※里親不在時を含む 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	事業委託先の職員		
	児童相談所または里親支援機関に登録する外部スタッフ（住民からの募集など）		
訪問支援員の要件	区が主催する社会的養護基礎講習を受講していること又は東京都が実施する育児家事援助者派遣の実務経験があること		

児相設置自治体	品川区	児童相談所	品川区児童相談所
事業名	育児家事援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	品川区：33世帯（R6年度末）（注※）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	育児：小学生まで 家事：児童相談所が必要と認める場合高校生年齢も可		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談 地域の子育て支援サービス等についての情報提供		
訪問支援員	児童相談所または里親支援機関の職員		
	フォスタリング機関が再委託している事業所		
訪問支援員の要件	保育士または社会福祉士、精神保健福祉士、乳児院5年経験以上従事したもの		

児相設置自治体	豊島区	児童相談所	豊島区児童相談所
事業名	家事育児支援事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	豊島区：32世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	0歳から小学生まで。中学生以上は子ども担当児相の判断。		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談		
訪問支援員	事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	保育等の資格 事業者の研修受講		

（注※）品川区については令和6年10月に児童相談所が開設されたため、「品川区社会的養育推進計画（令和8年2月）」による。

※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	世田谷区	児童相談所	世田谷区児童相談所
事業名	里親支援のための育児家事援助者派遣事業		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	世田谷区：99世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親		
子の年齢要件	原則、小学生以下		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）		
訪問支援員	事業委託先の職員		
訪問支援員の要件	なし		

児相設置自治体	川崎市	児童相談所	川崎市の3児童相談所
事業名	養育援助員		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	川崎市：213世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育里親／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム		
子の年齢要件	なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） / 傾聴、相談		
援助者	対象家庭以外の里親及び同居していない里親の親族や友人等 里親養育に関する知識と経験をもつ満20歳以上の者で、児童相談所の指定する研修を終了し、児童相談所が適当と認めた者		
援助者の要件	1.保育士の資格を有する者 2.心理学を専修する学科又はのれに相当する課程を修めて学士を称するものを得た者 3.その他児童相談所長が上記と同等以上の能力を有すると認める者		

児相設置自治体	山梨県	児童相談所	山梨県中央児童相談所
事業名	子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業 等 ※市町村の事業のため市町村により名称が異なる		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	山梨県：206世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム／養育に不安のある家庭		
子の年齢要件	概ね0～18歳		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談 地域の子育て支援サービス等についての情報提供		
訪問支援員	各市町村の定めによる		
訪問支援員の要件	各市町村の定めによる		

※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	山梨県	児童相談所	山梨県中央児童相談所／都留児童相談所
事業名	家庭養育推進自治体モデル事業		
制度／自主	民間の自主事業		
認定及び登録里親	山梨県：206世帯（R5年度末）		
対象家庭	養子縁組里親		
子の年齢要件	18歳未満		
支援内容	保育 傾聴、相談		
訪問支援員	児童相談所または里親支援機関の職員		
訪問支援員の要件	法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 児童養護施設、乳児院等の職員として5年以上従事した者。		

児相設置自治体	長野県	児童相談所	長野県中央児童相談所／佐久児童相談所
事業名	レスパイトケア／ピアサポート		
制度／自主	民間の自主事業		
認定及び登録里親	長野県：255世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭		
子の年齢要件	なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、家事中の見守り、等） ※里親不在時を含む 家事（掃除、離乳食調理の補助、等） 傾聴、相談		
訪問支援員	[レスパイトケア] レスパイトケア加算職員 [ピアサポート] 対象家庭以外の里親		
訪問支援員の要件	[レスパイトケア] レスパイトケア職員 [ピアサポート] うえだ里親支援センターが依頼する里親		
※いずれも、うえだ里親支援センターによる独自の取組みである。			
※ピアサポート事業については2025年度より開始し、ニーズのある家庭への個別の利用勧奨にもとづいて実施。			

児相設置自治体	静岡県	児童相談所	静岡県中央児童相談所
事業名	養育支援訪問事業 等 ※市町の事業のため市町により名称が異なる		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	静岡県：378世帯（R5年度末）		
対象家庭	養子縁組里親		
子の年齢要件	なし		
支援内容	傾聴、相談 地域の子育て支援サービス等についての情報提供		
訪問支援員	自治体職員		
訪問支援員の要件	不明		
※主には特別養子縁組家庭（縁組を前提とした委託含む）について、各市町で必要性について検討し訪問を実施している。			

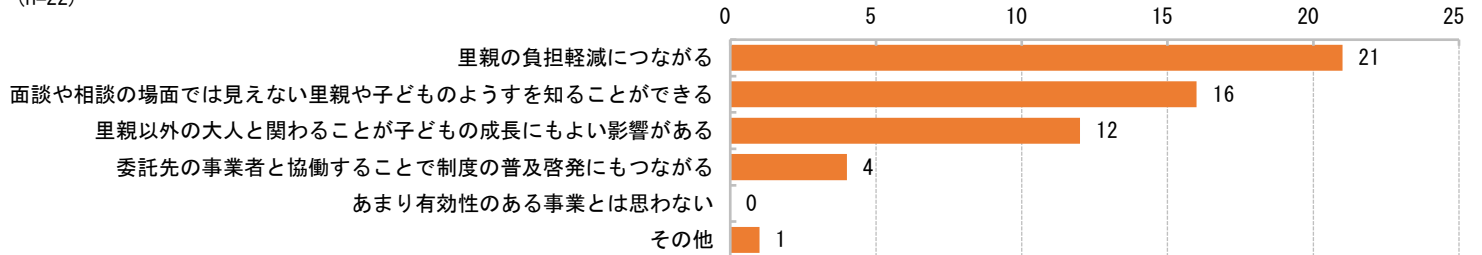
※認定及び登録里親数は、とくに断りのない限り厚生労働省「令和5年 福祉行政報告例」による

児相設置自治体	名古屋市	児童相談所	名古屋市東部児童相談所
事業名	里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ		
制度／自主	民間の自主事業		
認定及び登録里親	名古屋市：354世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭／養子縁組里親／専門里親／親族里親／ファミリーホーム		
子の年齢要件	小学2年生まで ※ただし学習及び遊び支援は要件なし		
支援内容	保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等） ※里親不在時を含む 送迎（保育園、ならいごと、等） ※里親不在時 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談		
訪問支援員	対象家庭以外の里親 児童相談所または里親支援機関に登録する外部スタッフ（住民からの募集など）		
訪問支援員の要件	なし		

児相設置自治体	大阪府	児童相談所	大阪府富田林子ども家庭センター
事業名	こんにちはSatotomo事業（里親家庭養育協力支援事業）		
制度／自主	自治体の制度事業		
認定及び登録里親	大阪府：309世帯（R5年度末）		
対象家庭	養育家庭		
子の年齢要件	なし		
支援内容	家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等） 傾聴、相談		
訪問支援員	事業委託先の職員 対象家庭以外の里親		
訪問支援員の要件	事業委託先の研修を受け、登録されていること		

6. 事業の有効性

[Q25] 当該事業の有効性について、ご自身の考えに近いものをすべて選んでください。（複数回答可）
(n=22)



▶ 「その他」の回答

- ・里親の孤立を防ぐ

▶ 理由

- ・里親の負担軽減、里親さんが支援を受ける体験をする。
- ・里親に代わりに家事や送迎を行うことで、里親のリフレッシュ時間を作ることができるから
- ・家事や手続き、他の児童の学校行事参加などができ、負担軽減や養育環境を整えることができる。
- ・里親の負担軽減について、気持ちに余裕がないと里子と良好な関係が築けないため
- ・里親支援になる。
- ・委託開始直後で育児不安が高い場合や複数人児童を委託されている場合、子どもに障害等の課題があり安全管理の観点で援助者がいると望ましい場合などに有効と考えます。
- ・委託開始後間もない方への派遣なので、先輩里親とつながることで相談したりやり方を学んだり息抜きしながら養育できる。また、委託後、急な生活の変化に体が追い付かない場合なども、養育を変わってもらうことで、里親の負担軽減につながる。本当は家事を助けてもらいたい思いがあると思うし家事援助も可能だがその実績はない。家事援助は一般の業者の方が割り切って頼みやすいのかもしれない。
- ・養育経験のない里親の不安軽減につながっている。児童相談所に話しにくいことも含めて里親同士で話せる場になっている。
- ・特に委託後数ヶ月～1年程は里親として育児の困難感を抱えやすく、その時期の育児負担軽減に有効である。また、ケースによってはその後も継続した支援をする事で里親の負担軽減につながると考える。
- ・共働きの里親も多いため、当該事業によって里親の負担軽減に繋がっている部分大きい。実際に里親支援の選択肢の1つとして、こちらから里親さんに利用をおすすめすることもあり、里親子関係を良好に保つためにも大切な施策だと考えている。
- ・里親という特殊性があることを前提とした支援があることは、養育の負担感をいくらかでも軽減するのではと思われまます。
- ・個別ケアニーズの必要な児童を受託している中で、里親の負担軽減、家庭内に支援を入れることによって第三者の視点が入り、より良い支援に繋がる。
- ・支援の目が増えることで、里親が内容や関係性に応じて相談場所を選択できている。支援者同士での情報共有もあるため、密な支援にも繋がりがやすく、里親家庭が地域で孤立することが無いような支援に繋がっていると感じる。
- ・複数の里親家庭が介入し、里親1家庭だけで子育てを抱え込まないようにしている。
- ・里親という当事者が限られている中で、ピア要素を持って支援にあたっていただけるのはありがたい。
- ・里親さんの保育の様子が見れる機会である。
- ・フォスタリング機関の立場では、どうしても里親を通したお子さんの姿しか分からないので、直接触れ合うことでアセスメントにもなりやすい。
- ・訪問支援員の報告からは、日常生活の中での自然な様子や面接の場面では見られないことも知ることができ、今後の支援に参考にすることがある。

事業を実施していると回答のあった機関に対して、事業の有効性についてたずねたところ、ほぼすべての機関から「**里親の負担軽減につながる**」との回答があり、次いで「**面談や相談の場面では見えない里親や子どものようすを知ることができる**」の回答が多くなった。

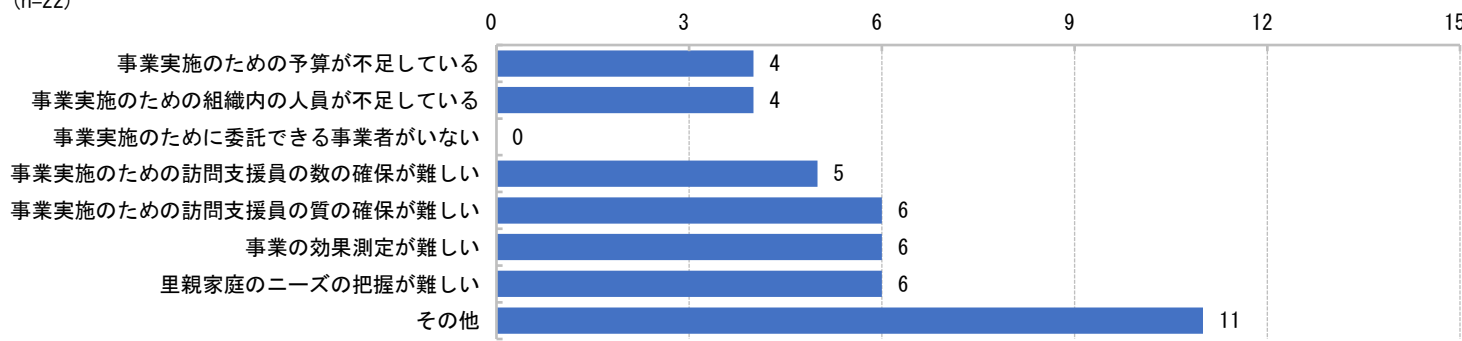
理由については、とくに**委託開始直後の**家庭に対する支援の有効性に言及した回答が見られた他、「第三者の視点」「支援の目が増える」「1家庭だけで子育てを抱え込まないように」など、里親家庭の**孤立を防ぐ**点に言及した回答もあった。

共働き世帯などを念頭に置いた日常的な負担軽減に活用している地域もあれば、委託開始直後の家庭を対象として、負担とともに不安を軽減することに主眼を置いている地域もある。また家庭の中に入ることにより、「面接の場面では見られないことも知ることができ」る他、児童相談所とは異なる立場の支援員（他の里親である場合も含む）が訪問することにより、「児童相談所に話しにくいことも含めて」相談や話をすることができたり、「里親が内容や関係性に応じて相談場所を選択でき」といった意見も挙げられた。

ここでいえることは、当該事業が応えている里親家庭の**ニーズは必ずしも一様ではない**ということである。一口に「負担軽減」といっても、委託開始からの期間や、里子の年齢や、里親の就業状況等によってその内実は多様であり、そのことはつまり、家庭に入り、手を動かし足を動かすという訪問型の育児・家事支援のあり方が、里親家庭の（あるいは子育て家庭の）**多様なニーズに応えうる**可能性を有しているということでもある。

7. 事業運営上の課題

[Q27] 当該事業を運営する上での課題について、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）
(n=22)



▶ 課題克服のための施策

（[Q28] Q27で回答いただいた課題の克服のためにどのような施策が必要または有効だと思いますか。お考えをお聞かせください。）

●事業実施のための予算が不足している

・国からのレスパイトケア職員の加算申請の条件が120日達成なのですが、120日のレスパイトだと里親が里子から離れる時間が多くなる懸念や、ほかの家庭を増やすとするとレスパイトケア職員1名だと大変だったり等、制度的にも難しさを感じております。長野県ではレスパイトの利用条件が県要綱と同じなため、里親のリフレッシュが冠婚葬祭、病気などで使い勝手も悪い状況です。保育所の送迎や、委託までの保育所利用ができない期間に預かるなど、柔軟に利用できるようになったらと思います。

・こんにちわ赤ちゃん事業のように、基本的には実施するという方向ですすめていくこと

●事業実施のための組織内の人員が不足している

・里親等相談支援員の人員を増やす。

●事業実施のための訪問支援員の数の確保が難しい

・訪問支援員の必要数の把握、随時の採用 利用している里親が限定されているため、正しい需要の把握。

・事業所内のシッターの数が少なく、調整が難しいためシッターの増加。

・訪問支援者を確保するために、里親啓発活動を通して一般の方に里親について理解していただき、里親家庭を支援する1つの形として訪問支援者を確保していきたい。また、里親同士の助け合いとして、養育に余裕のある里親に支援者として登録してもらい、その支援を受けた里親が将来支援者となるという循環を作りたい。

●事業実施のための訪問支援員の質の確保が難しい

・人材育成、研修の強化。

・委託業者との連携。

●里親家庭のニーズの把握が難しい

・里親関係機関同士の密な情報共有。

●その他（里親の親族も児童相談所の面接等を経て登録可能であるが、通常の親族サポートとの境目が難しい。）

・養育援助員の利用には家庭による偏りが大きく、理解度にも差があるのではないかと感じています。里親登録時、マッチング時からのアナウンスの仕方についてもう少し統一する必要があるのではないかと思います。

●その他（共働き家庭で、保育所や学童の利用ができていないと事業利用のための面接や調整等の方が手間に感じると、利用を希望しない里親家庭が多い。）

・オンライン面接の導入等の検討

●その他（利用する里親としない里親の差がある。）

・委託する際に事業の普及啓発を行い、事業を活用しながらの養育を勧めていく。

●その他（自治体の縛りが多く、里親のニーズに応えられない部分がある。）

・里親のニーズ把握。支援者の要望をアンケート等で集約。

●その他（一人一人の里親のニーズを拾い、解決に向かうのには時間がかかる。）

・昨年度より県内全域すべての里親家庭を対象に事業を実施している「里親訪問支援・里親相互交流事業」に関して一つ一つ課題をひろい、具体的にどうしたらいいか、より多くの会員の意見を集め検討していく必要があると思う。

●その他（里親不在でも簡単に預けられるような需要があると思う。）

・里親不在時の場合は児童相談所のレスパイト事業で対応している。サポーター派遣事業でも少しの間預かるようなことができると（おばあちゃんに預けるような感覚で）いいのかもしれない。一方、当県の場合、ほとんどが共働きであるので、訪問型は委託当初の需要で、慣れてくるとレスパイトの方が需要があるのでその拡充の方が必要かもしれない。

●その他（利用できるのが一年で24時間というのが妥当なのが判断が難しい。）

・ニーズの把握とそれに照らし合わせた見解がほしい。

●その他（急に利用したい時に利用できない。）

・急な利用にも対応できる仕組みの構築。

・利用希望日直前に申し込みができるとよい。

●その他（中学生以上が利用できない。）

・中学生以上向け支援メニューの構築。

●その他（家事支援の利用要件が厳しい。）

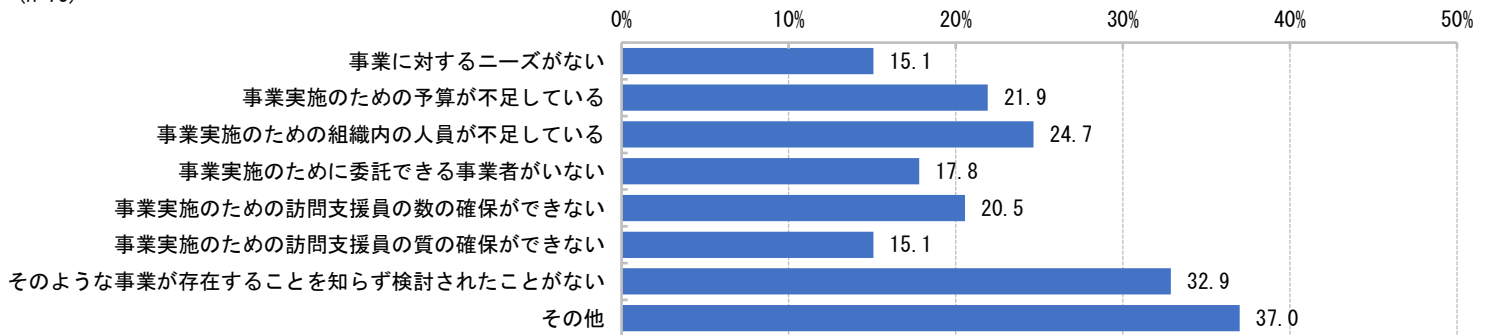
・家事支援の利用要件緩和。

一方、事業運営上の課題についてたずねたところ、「訪問支援員の確保が難しい」（量・質）が挙げられた他、「里親家庭のニーズの把握が難しい」も同程度に挙げられた。また「その他」として、「利用のための面接や調整等の方が手間に感じると、利用を希望しない里親家庭が多い」「急に利用したい時に利用できない」といった利用の申込手順に関する点や、利用の上限時間・子の年齢要件・家事支援の利用要件といった、**仕様上の制約**に関する点が挙げられた。

仕様上の制約については地域によっては該当しないような課題も挙げられており、p11~16に示した他地域の状況も参考にしながら、改善が図られていくことが望ましい。地域によって受けられる支援の差が大ききことは里親家庭支援に限らず子育て支援制度全般にもいえることであるが、とくに本事業については国の支援メニューにも示されていないため、各地で模索しながら事業が実施されていることが推察される。取組み状況についての情報を集約し、要件等については一定の基準が定められていくことも望まれる。

8. 事業を実施していない理由

[Q12] 事業が行なわれていない理由について、ご自身の考えに近いものをすべて選んでください。（複数回答可）
(n=73)

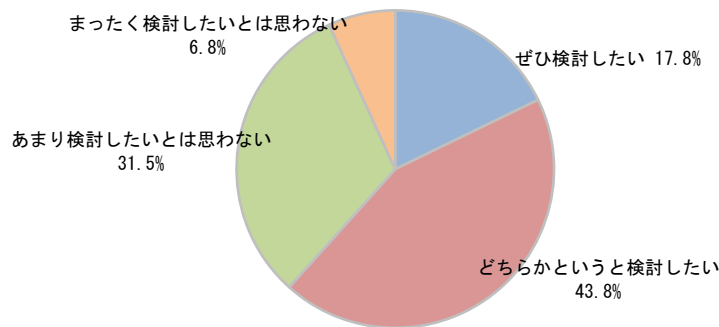


▶ 「その他」の回答

- ・自治体において必要性の認識が低い。
- ・必要とするケースがない。
- ・事業としては行われていないが、フォスタリング業務の中で実施している。
- ・レスパイト、ファミサポの利用で対応している。
- ・里親支援センターがあるが、実施についての連携等をしていないので、実体が分からない。
- ・里親登録家庭がない自治体のため。
- ・当センターが開設してまだ1年だから。
- ・里親支援専門相談員などが訪問はするが、そのような細かい支援までの考えが無かった。
- ・ニーズはあると思われるので検討中。

9. 事業の実施を検討したいと思うか

[Q13] 東京都など一部の地域では、地域住民などの非専門職も参画する、里親家庭を対象とした育児・家事の支援事業が行われています。所管する地域においても同様の事業の実施を検討したいと思いますか。
(n=73)



▶ 理由

●ぜひ検討したい

- ・地域挙げての里親制度の理解は欠かせないため。
- ・設置自治体の取り組み意欲高まりが前提。
- ・地域住民の理解はできるだけ得たいので、地域の非専門職も参画した支援は画期的と考えるため。
- ・必要な支援だと思うから。
- ・有効だと思うから。
- ・管轄自治体以外で、里親担当者がかなりの頻度で訪問フォローしている実態を把握しているので、必要性は十分感じている。
- ・里親支援において、チーム養育の考えの必要性を感じている。地域支援の参画が不可欠だと思う。

- ・里親家庭も共働きが当たり前となっている今、調理や掃除など日々の作業の手助けができれば負担の積み重ねを軽減し、子どもにとって良い環境が作られていくと思います。
- ・里親の養育負担軽減、地域社会と里親の関係性構築するために有効と考えられる。
- ・特に養子縁組家庭への委託当初の支援は必要。養育里親においても、就学前児童等を委託される場合は、共働き家庭においては育児負担を軽減するためにも必要かと。
- ・養育里親のニーズはあると思われる。
- ・里親家庭が地域から受け入れられ、サポートされる必要性を感じているから。
- ・ケースにもよると思われるが、育児・家事支援事業の導入を必要とされている家庭があり、選択肢の1つとして支援が増えて欲しいと思う。

ここでは、事業を実施していない、あるいはわからないと回答のあった機関に対して、その理由と、事業の実施を検討したいと思うか、その意向をたずねた。

事業を実施していない理由では「そのような事業が存在することを知らず検討されたことがない」が多くの回答を集めた。国の制度としての支援メニューにも示されていないことから、各地での散発的な取組みが全国的には認知されていない状況がうかがわれた。

また、事業の実施については「ぜひ検討したい」と「どちらかという検討したい」の肯定的な回答が61.6%となった。理由としては里親家庭の負担軽減や地域の理解について言及された意見などが挙げられた。一方で、否定的な回答も38.3%あり、理由としては個人情報保護に関する懸念などが挙げられた。

▶ 理由 (つづき)

●どちらかという検討したい

- ・里父母共に共働き、実子がいて里子を養育する方もいるため、負担軽減につながるため。ただ、香川県で実施できるかはわからないため。
- ・潜在的なニーズはあると思われる、支援を必要とする里親の掘り起こしにつながる。
- ・里親のニーズがあることは実感しているが、「非専門職」よりは、里親支援センターが介入した「里親間」での支援事業を行いたいと考えている。
- ・複数の里子を預かってる家庭は、家事や送迎、看護、または親の介護などにより、手が回らなくなることも考えられる。里親の日常的な負担をへらし、子どもの精神的ケアにその時間と余裕を当てられるようになると思う。
- ・共働きの里親が多く、ニーズがあると思うから。
- ・子育てにおいて孤立化を防ぎ、必要に応じて柔軟な支援がとれるようにしておくことは大切。取って里親家庭に限定する必要はないかと考えます。
- ・里親家庭を対象とした育児・家事の支援により、里親家庭の負担軽減につながると思われるから。
- ・レスパイトケアよりも気軽に利用できるのであれば、里親の負担軽減につながる。また参画する側の地域住民に、里親制度を知ってもらう機会になり、里親家庭を身近に感じてもらえる。そこから里親になる人が増えると、里親リクルートにもつながるのでは、と考えたから。
- ・里親委託の推進につながると思われるため。
- ・導入のやり方も丁寧にしなければならぬと思いますが、訪問支援員等の確保のめどがあれば検討しても良いかなと思います。
- ・里親さんの体調不良時や子どもを連れての買い物が大変な時がある。土日など行政機関が支援できない時がある。
- ・弊センターではなく、里親支援センターが実施するであろうから。
- ・里親委託が進んでいないため。
- ・里親家庭における子育ては、里親の状況によりさまざまですが、家事支援により時間に余裕ができて、里子との関わりができたり、外の風が入ることが有効なケースもあると思われます。
- ・有意義ではあると思うので。
- ・横浜市の児童家庭支援センターは、里親支援としてレスパイトケア事業がございませす。当事業所では要請がまだありません。
- ・共働き里親さんや単身里親さんとレスパイトとより気軽に使える育児家事支援があればよいと思います。
- ・共働きの里親が増加しているため、里親の支援の幅が増えれば、受け入れ可能な里親が増えていくことが期待できる。
- ・里親の負担軽減の選択肢として利用できるものは検討したい。
- ・ニーズがあれば検討したい。
- ・非専門職を含めた様々な支援者が里親養育を支える体制を構築できるとよいと思うが、育児家事の支援事業以外にも検討すべき支援の課題があると感じている。
- ・検討はしたいが、予算や誰が担えるのか等考えるべきことが沢山あるため。
- ・ニーズがあるか不明。
- ・里親側のニーズはあると思うが、スタッフ等の不足によりすぐには難しいと思われる。里親支援センターとして今年度設立したばかりで、まずはセンター業務の基盤作りをしっかりとやりたい。ただ、突然始まる中途養育には必要な支援と感じており、中長期的に検討したい。
- ・マンパワーが足りない。

●あまり検討したいとは思わない

- ・守秘義務の問題。
- ・現時点で当センターにおいては余裕がないこと、自治体においても検討がなされていないこと。
- ・里親支援センターや自治体で行う事業だと考えます。また登録里親数等の基礎データは当方では把握していないので自治体にお問合せください。
- ・市が全く養育訪問の必要性など感じていないため。
- ・委託中の里親に対しては関係機関が連携の上、訪問支援を行っているため、現時点では検討していない。
- ・実施主体がどこになるのか。予算をどうするのか。事業を実施するにあたっての検討・協議事項が多い。
- ・里親のニーズがあれば育児や家事支援は里親支援の一つとして有効であると考えますが、担い手や財源について併せて検討していく必要があるため。
- ・里子里親の個人情報十分守れるか疑問。里親世帯が受け入れることについて合意ができるかも疑問がある。
- ・あまり必要性を感じない。
- ・人材の確保、その基準の設定、事前の研修等やマッチング等に相当労力を要する印象。現在それを実践するためのマンパワーがない。
- ・里親家庭への理解の難しさが考えられるため。
- ・必要性を感じているが、現時点ではニーズの高い事業の拡充が優先されると思う。
- ・里親であるという個人情報を保護するあたり関係機関ではない支援者がどのように参加できるのか、イメージがしにくいため。
- ・対象は委託措置として里親に預けている児童であり、質問項目の文言をそのまま受け取ると、二次的に預けられる先としては不安が残るものの、一般向けの育児・家事支援を里親も利用している現状を考えると容認はできる。一方でこどもの養育負担は子育て世代に全体に言える課題であり、一般向けの育児・家事支援事業が充実していない当市において、あえて里親向けに留めた展開は困難と思われる。
- ・里親養育支援センターも新たに開所し、現状里親への支援はかなり手厚くなっていると思われるため。
- ・家事支援を必要とする里親が少ないため。
- ・養育養育の場合、迎えた当初の子育ては実子の子育てとは違う経過があるため、一般的な助言は里親にとって負担になることが多く、そのあたりを十分に理解している人に関わってもらいたいと思われるため。「応援」してくれる人なら良いと思う。
- ・非専門職の参画が及ぼす影響が不明なため。

●まったく検討したいと思わない

- ・社会的養護や発達特性、地域の関係機関についてなどの専門的知識が必要なため。

コラム 個人情報の保護？

事業の実施について否定的あるいは慎重な意見の中には、里親家庭の個人情報の保護に対する懸念が示されており、これはp22～23に後述する、非専門職の参画を推進したいと思うか、という問いに対する否定的あるいは慎重な意見でも同様でした。

私たちバディチームは里親家庭むけの育児・家事支援事業を2009年に民間助成金を活用して開始しましたが、それ以前から、いわゆる養育困難家庭に対する訪問型の支援である養育支援訪問事業（育児・家事援助）も、行政から受託して実施しています（2024年度からは子育て世帯訪問支援事業）。対象となるのは要支援家庭であり、虐待に陥るおそれがあるという非常に機密性の高い要配慮個人情報（障害や精神疾患や通告の経緯など）をお預かりして支援を行っていますが、現場で活動するのは年齢・性別・資格・経験の有無を問わずに集まった訪問支援員「子育てパートナー」のみなさんです。

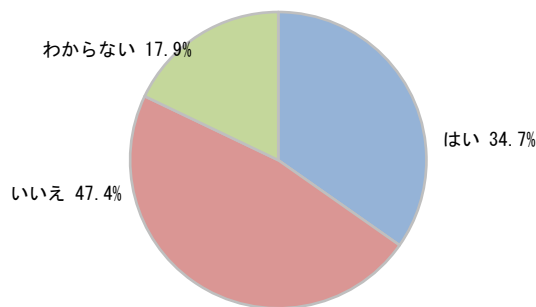
必要な研修を受けていただき、個人情報保護に関する条項を含む誓約書を取り交わし、里親家庭に入る場合にはまた別途必要な知識とスキルを身に付けた上で活動にあたっていただいています。半数程度は何らの資格をもたない「非専門職」ですが、これまでのところ里親家庭も含めて、現場の支援員に起因する個人情報の大きな漏洩事故は起きていません。

このように現場で活躍していただける人材は各地にもいらっしゃると思います。里親さんも元は一人の地域住民だったはずであり、地域の方々と協働し、里親子の応援団を増やす取組みが広がることを願います。

10. 非専門職の参画 | 訪問型支援以外の取組み

[Q29]所管する地域における里親家庭むけの支援において、訪問型の育児・家事の支援事業以外で、非専門職が参画する取り組みが行われていますか。

(例) 研修やサロン会場での子どもの託児、里親会イベントの運営補助
(n=95)



※Q29・31における「非専門職」とは、社会福祉士・精神保健福祉士・心理士・保健師・保育士など、福祉に関連する特段の資格を有しない、一般の地域住民等を指し、ただし里親は除きます。

▶ 取組み内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設のイベント等でのボランティア ・里親サロンにてイベント運営の補助 ・ボランティアとして養育体験発表会等 ・イベントにゲスト（サンタクロース）として参画していただきました ・子ども向けイベントの講師 ・学生を含めたサロン ・里親トレーニング研修や里親サロンの開催（託児対応） ・里親が参加する研修やイベント時に保育をお願いしている ・里親研修などでの民間の子育て支援事業者への託児 ・託児の際、シルバー人材センターなどをお願いがされている ・研修などでの託児に主たる保育士の他、教育学部や臨床心理学部、保育学科等の大学生の有償ボランティアを募ります ・福祉系大学生へ研修やサロン会場での子どもの託児 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修やサロンの託児スタッフに学生ボランティアを募っている ・イベントや里親研修時の託児を、FIKA会員に依頼している ・学習ボランティア ・市民ボランティア団体による遊び場の提供 ・宅配型子ども食堂 ・サロン、啓発行事へのお誘い ・レスパイトケア受け入れ里親の支援 ・里親会の正会員は里親であるが、賛助会員は里親に関心があるものがなれる形をとっている。養子縁組里親で縁組後、里親登録を削除した方が、そのまま会に残れる形で運営している。 |
|--|---|

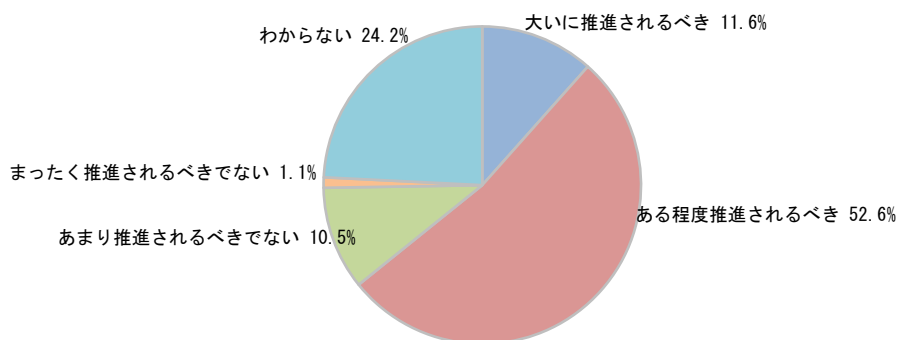
ここから2問、里親家庭支援における非専門職の参画についてたずねた。ここにいう非専門職とは上記図中に示したとおり、福祉に関連する特段の資格を有しない一般の地域住民等を指し、ただし里親は除くものとした。

里親家庭支援に何らかの形で非専門職が関わっているとの回答が34.7%あり、その内容としては、**里親サロンやイベント時の運営補助**、または**託児**といった回答が多く寄せられた。イベント等の場を通じて実際に里親里子に出会い、理解や関心をさらに深めてもらうことが期待できる他、一時預かりや訪問型の育児・家事支援を実施している機関では、託児の場を非専門職スタッフの研修に活用したり、里親家庭と顔見知りになり信頼関係を醸成することに活用する事例もあるようである。

11. 非専門職の参画 | 推進についての意向

[Q31]里親家庭むけの訪問型の育児・家事の支援事業に非専門職が参画することについて、ご自身の考えに近いものを選んでください。

(n=95)



続いて、訪問型の育児・家事の支援事業に非専門職が参画すること、その推進についての意見をたずねた。「大いに推進されるべき」「ある程度推進されるべき」の**肯定的回答が64.2%**となった。理由としては、資格の有無に関わらず子育て経験が里親の負担軽減や孤立の防止に生かされるといった意見や、子どもが多様な大人と関わる機会になるといった意見、また制度理解を広げることにつながることへの期待の声もあった。

否定的回答は11.6%で、守秘義務、制度理解、安全性の担保といった点で慎重な意見が寄せられた。

▶ 理由

●大いに推進されるべき

- ・里親家庭への一般社会の理解が進み、里親が養育や生活をしやすいことにつながるため。
- ・里親についての理解が広がり、里親、子が地域で生活しやすい環境ができればと思います。
- ・支援者のみで出来ない事を手伝っていただくことが出来る。また、里親登録までは出来なくても、何か力になりたい方は多く、その力を活かす。制度の普及啓発にもなる。
- ・非専門職だからこそできる支援や、支援を受けることへのハードルの低さがあると感じている。
- ・資格ありきではなく、福祉とは人と人とのつながりであると思う。子どもにとって良い影響を与えるかもしれない存在を排除することは望ましくないと思う。
- ・里親の経済的、精神的負担軽減あれば、安定した養育につながると考えるため。
- ・専門職との関係性とは別に、里親さんは専門職の部分と非専門職の部分の両方を持っていると考えています。なのでその両方から、より手厚く、より重層的な支援を提供されるべきだと考えています。得手不得手でどちらかが得意な里親さんとなっていくと思うので、どちら側の支援も入って支えていけるように、専門職からの視点では難しく支援のしにくさがあるから=よくない里親さんだとならないためにも。
- ・里親も地域の一般家庭も、子育て中の大変さや困り感には共通する事柄が多く里親さんの心が折れないためにも、早急な対応が必要であると思われる。
- ・多様な大人が関わることで子どもが多様な価値観にふれられる。また、地域の中で関わる大人が増えることで、子どものライフストーリーを共に紡げる大人を増やすことができるほか、世田谷区が目指している里親子フレンドリーシティにも繋がるため。
- ・里親家庭内の様子を身近に見ていくシステムが、支援する専門職と連携することができるのが理想的。

●ある程度推進されるべき

- ・ファミリーサポート事業と同じような仕組みにできる可能性があると思っています。
- ・現時点で、援助者が足りずに支援を提供できない事態は起きていない。有資格者ではなかったとしても、定期的な研修等を受けることで一定の質を担保する必要がある。
- ・支援を受ける側とのより近い(気安い)関係が期待できる。
- ・子育て経験など役立つ情報が大きいあり、里親の孤立を防ぐため。
- ・実際に訪問家事支援者として非専門職の方にも活動してもらっている。子育て経験のある方が多く、地域社会の中で里親家庭も子育てをしていく上で、非専門職であっても子育てという共通の立場から地域の情報や子育ての情報を里親家庭に共有し、つながる事は里親家庭が孤立しないために有効だと考える。
- ・性急な変革は戸惑いをもたらすため、徐々にしていくのがよいと考えるから。

●ある程度推進されるべき(つづき)

- ・社会的擁護を必要とする子どもへの理解があるかどうか、不安。しかし、里親制度を知ってもらえる機会には繋がる。
- ・子育て支援には多職種多機関連携が必要である。
- ・専門家の中に非専門家がいてもやむを得ないと思われる。
- ・里親家庭に措置されている子どもを里親だけで養育するのではなく、地域社会で育てるためにも非専門職の方が、ある程度育児・家事の支援に関わることは良いと思う。
- ・「専門職」「里親」では、事業実施に限界があると感じているので。
- ・里親家庭は閉ざされた空間になりやすく、日常的に他者が生活に介入し、サポートすることにメリットを感じる。専門職が入ると指導的に捉えられたり、身構えられることも想像でき、非専門職は里親家庭も受け入れやすいのではないかと考える。
- ・支援したい気持ちがあっても現状の業務内容から余力があるか不安なため。
- ・社会的養護に置かれている子どもたちとの関わりを持っていただける。また、知っていただける。
- ・里親制度を広め、里親世帯への理解と支援につながる良い機会だと思うが、個人情報の扱いも含めた質の担保が難しい可能性がある。
- ・支援者が増えることで、里親のニーズに応えやすくなると感じる。また、里親制度や里親家庭について、理解を深めていただくという意味で、啓発にも繋がると思う。
- 一方で、守秘義務が守られるかどうか等、支援の把握が難しいと感じる。
- ・知らない人が家庭に入ることには抵抗がある児童が多いと思うので丁寧に進めるべき。
- ・非専門職によるものであっても、里親家庭向けの訪問型の育児・家事の支援事業により、里親家庭の負担軽減にはなると思うから。
- ・レスパイトケアよりも気軽に利用できるのであれば、里親の負担軽減につながる。
- また参画する側の地域住民に、里親制度を知ってもらえる機会になり、里親家庭を身近に感じてもらえる。そこから里親になる人が増えると、里親リクルートにもつながるのでは、と考えたから。一方で、里親の守秘義務の観点からみるリスク(委託児童等の個人情報漏れや、委託児童の親族とかかわりのある人の出入りがあったりするかもしれないなど)も考えられる。
- ・一定の研修を受けた方であれば よろしいかと思えます。
- ・里親家庭に入っていくので、研修等を行い、個人情報を守ることや育児・家事等の技術向上等必要な資質の向上を図る必要がある
- ・委託中の里親の負担軽減になるため。
- ・人手不足解消のため。
- ・どのような方なのか、十分な面接が必要。
- ・十分な研修や子どもへの理解、支援員の身元の確認などが前提となるが、推進されることが理想的だと考える。
- ・専門職の方が非専門職よりも子どもの話をしながらの支援が出来ると思われる。

▶ 理由（つづき）

●ある程度推進されるべき（つづき）

- ・里親家庭に特化したものではないが、地域の支援事業が圧倒的に足りていないため、全体の子育て支援を推進して欲しい。
- ・いろんな考えがあるため、多角的視点から考慮したい。
- ・里親家庭への理解と非専門職とのマッチングは必要ですが、里子や里親がそれを望んで、家庭のニーズに合い、里子や里親の利益につながるのであれば…里子が出会う大人のモデルにもなる。
- ・地域住民などの非専門職が関わることで地域の里親、里子理解が進むというメリットがあると思うが、同時に里子の個人情報保護が課題となる。
- ・現段階では、非専門職スタッフが家庭に入っていくことについての仕組みがなく、あまり理解が得られないことが予想される。
- ・専門職でなくても支援の提供ができるのであれば、参画を進めていくべきと思う。
- ・子育て、養育を地域社会で支えていくには必要な取り組みと考えられる。
- ・地方都市のため、支援者確保のためには、非専門職が必要。
- ・地域の里親のニーズを把握した上で考えていきたい
- ・適切な関わりができることは言うまでもないが、社会全体では非専門職でも社会的養護に理解のある人を増やしていくことが望ましいと思うため。
- ・推進されるといいと思うが、一方でお子さんの状況によってはオープンにされることで子どもの不利益につながる可能性もある。
- ・里親以外の一般的な方々と関われる。保育等で子どもと関わる方には、安全面、対応のトレーニングを積まれていることが望ましいと思います。
- ・里親のニーズがあれば育児や家事支援は里親支援の一つとして有効であると考えため推進が必要である一方で、推進するとなれば担い手や財源について併せて検討していく必要がある。

●あまり推進されるべきではない

- ・守秘義務の問題。
- ・里親について、十分な理解を得て、適切に支援ができるか？誰でもできるものではなく、実施するとすれば質の確保をどうするかなど、実施に当たっての制度の在り方を十分議論すべき。
- ・里親家庭への理解の難しさが考えられるため
- ・トラブルが起こる可能性があるのではないかと思われるため。
- ・里親に限らずに子育て支援の制度として充実することが大事だと考えるため。
- ・言葉に配慮が必要なことが多いため。
- ・できる限り専門職の方に対応してもらいたい為。

●まったく推進されるべきではない

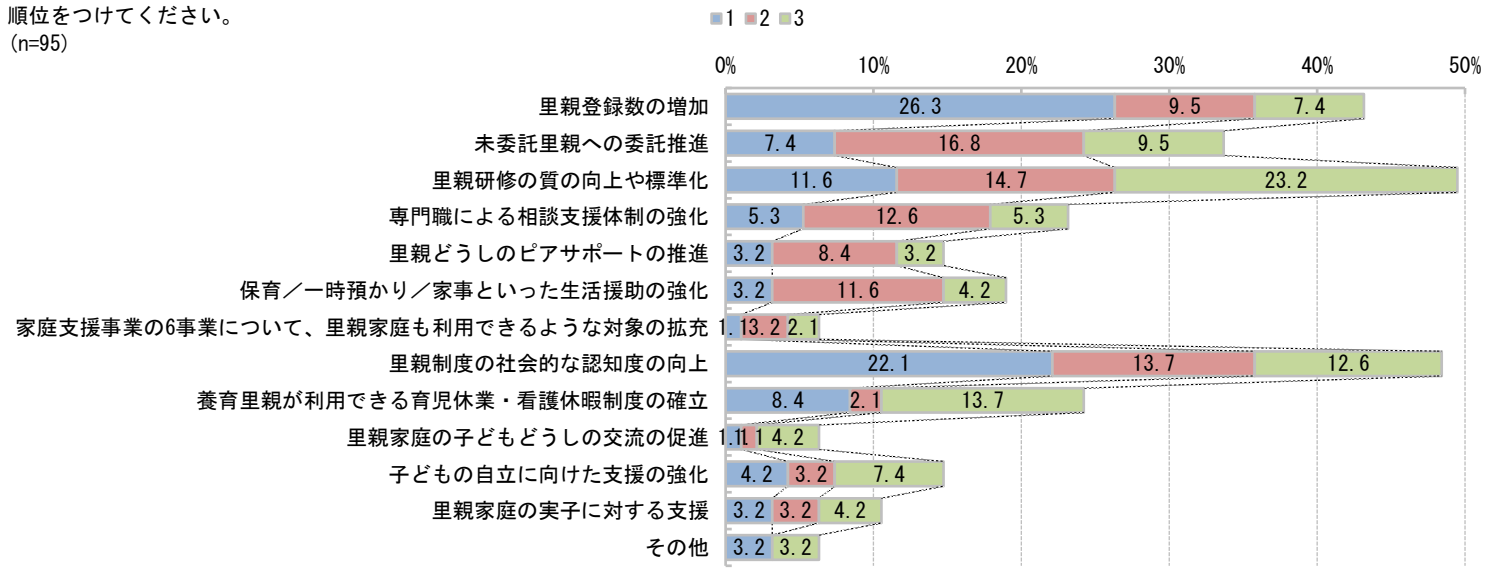
- ・措置児童を受託するといった観点から、安全性の担保も含め専門職に担ってもらうことが望ましい。

●わからない

- ・ニーズと費用負担、事業費が不明で効果が推定できない。
- ・専門職が不足した場合は検討の余地があると考える。
- ・メリット、デメリットが不明のため。
- ・事業の中身にもよりますが、専門職の方が受け入れられやすい場合もあると考えます。
- ・ケースバイケースだと考えます。
- ・必要な支援ではあるが、個人情報や社会的養護に対する知識や理解、その人に対する調査など難しさがあると思うので。
- ・家庭の中に非専門職が入っていくということについて、もう少し考えが必要だと思う。ただでさえ、専門職をはじめとした、人が家庭に入ってくるということに前向きでない保護者が多い。
- ・現在、里親相互支援の体制が整いつつある。それ以外の非専門職の参画が必要か不明である。
- ・社会的養護下のお子さんという知識や専門性が必要な中で、非専門職の積極的な推進は難しい印象があります。里親だったり、研修を受けた方であれば良いかもしれませんが、その方へのフォローをする時間が業務量的に難しいと感じることがあります。
- ・家事援助などは、近所などの知った仲の方が頼みやすいし、地域的にも受け容れがすすむとも思う。一方、里子ならではの悩みや困難さというものがあるので、初期こそ先輩里親とつながって、よりよい養育になればと思う。当県の場合、働きだすと他の里親とのつながりが途切れやすいので里親の孤立を防ぐことにもつながっていると思う。当県の場合、殆どが共働きなので、一定期間（初期）を過ぎると、保育園等や学童へ預けての養育となり、それについては県からの支援も受けられる体制である。
- ・この事業が奈良県で上手く運営できるか、またこの事業自体が分かっていない為。
- ・推奨されてもいいと思うが、簡単に考えるべきでは無いと考えるため。
- ・里親家庭に入って、家事育児支援を行う際には、里親との関係、子どもとの関係を築きながら、アセスメントを行い、必要な支援につなげたい。そのため、専門職の方がふさわしいと考える。家事育児支援ももちろんニーズに即して必要ではあるが、それだけで支援が確立することはなく、里親支援は子どもの成長に合わせて、また里親家庭の状況変化に伴い、長期的に継続的に行う必要がある。
- ・非専門職の参画が及ぼす影響が不明なため。

1. 最優先課題

[Q33] 現状の里親家庭支援制度において最も優先的に取り組まれるべき課題として、ご自身の考えに近いものから順に1~3の順位をつけてください。
(n=95)



設問の最後に、今回の調査のテーマに限らず、現状の里親家庭支援制度において最も優先的に取り組まれるべき課題についてたずねた。1~3の順位をつける設問形式となっており、1位としての回答を最も多く集めたのは「里親登録数の増加」、次いで「里親制度の社会的な認知度の向上」であった。また、1~3位の合計で最も多く回答を集めたのは「里親研修の質の向上や標準化」、次いで「里親制度の社会的な認知度の向上」、「里親登録数の増加」、と続いた。里親のリクルート、里親制度の普及啓発、そして里親のトレーニングといった点が、優先課題として認識されているようである。

いわゆる里親の養育支援に関わる選択肢では「養育里親が利用できる育児休業・看護休暇制度の確立」に多くの回答が寄せられ、その理由においては、共働き世帯が増加している背景が言及された。

▶ 1位に選んだ理由

● 里親登録数の増加

- ・里親制度が正しく、広く理解されることにより、必要な支援が整っていくと考えるため。
- ・里親委託をとする児童が増えているため。
- ・現在、委託することができる里親の数が足りていない、社会的養育推進計画に規定する数に届いていないため
- ・全国と比べて里親への委託が遅れているため。
- ・里親のバリエーションが多いほど、里子が適切な里親を選ぶことができるため。
- ・措置児童の多くが複雑な背景や、対応に配慮を要する特性を抱えており、里親の量的、質的向上がなければ委託が難しいため。
- ・社会的養護を必要とする子どもの支援は難しく、多くの支援を必要とするが、岐阜県は「子どもには家庭が必要である」という認識が希薄であるため、里親の支援の輪も広がらない。養育の厚みを作り里親だけに丸投げしないシステムを作らなければ里親養育は上手く行かないと考えるため。
- ・里親が地域に普通に存在する社会を目指すため。
- ・里親数の増加は必須であるが伸び悩んでいます。リクルート活動を行っても登録までのハードルが高すぎ登録に繋がらないことも多く登録までの行程を見直す必要があると考えています。
- ・里親委託したいケースがあっても、受託できる里親さんがおらず、管轄外の里親さんへの委託を検討するケースがあるため。
- ・無理なマッチングは、養育不調の最大の原因と考えているため。
- ・里親登録者はいるが、その中で、実際里親委託ができる里親が少ないため。
- ・養護施設等、児童の入所施設がなく、里親登録数がかなり少ないため。
- ・すでに取り組んでいる施策もあることに加え、現実的に里親数を増やさないと子どもの行き先を探すことが難しい状況になっているため。
- ・「あかし里親100%プロジェクト」として全小学校区に里親を配置することを目指してリクルート活動を継続して実施している。また、ショートステイの受け入れ先としての里親のニーズも増えていることから、里親登録数の増加が課題である。

● 里親制度の社会的な認知度の向上

- ・里親を増やすためにも委託数を増やすためにも、地域で安心して暮らせる土壌づくりが何より大切だと思うため。
- ・あまりに社会における認知度が低いと感じることが多いため。
- ・社会全体に里親制度自体が十分に認知されていないため、里親、里子、里親の実子に対する理解が進んでいない。里親を増やすためにも里親制度の認知度を向上させることが重要と思われる。
- ・里親登録増加につながると思うから。
- ・里親制度が社会的に十分認知されておらず、適切な支援が得られていない。
- ・学校や保育園等、子どもが利用する機関の理解が低いように感じている。関係機関と直接やり取りをするのは里親になってしまうことも多々あり、里親の負担が大きくなり、孤立していると感じやすい状況にもなってしまおうと思う。里親の孤立を防ぐためにも、社会的な理解が必要と思われる。
- ・里親啓発で各種イベントに参加しているが、「社会的養護」という言葉をご存知でない方も多。 「里親制度」についても「犬や猫の里親ですか」と問返されることが未だにあり、十分認知されていない。
- ・里親制度の社会的な認知度の向上によって、社会的養護理解や関心が高まって、実親の同意がしやすい、各種手続きにおける里親の負担が減る、といった効果が期待できると考えているから。
- ・更なる里親制度の啓発、啓蒙の必要性を感じるため。
- ・里親制度の社会的認知が広がることによって様々な取り組みが活性化される為。
- ・社会的養育の現状や里親制度につれて、ひとりでも多くの方に知っていただくこと…人との繋がり、信頼から信頼へと、そうした草の根活動の大切さを感じます。子どもたちにとってよりよいご縁があることを願っています。
- ・社会的養護のお子さんを社会全体で受け入れてほしい、そのためには認知してもらい社会全体で育てることが当たり前になったらいいと思う。その上で里親制度についても理解と協力、さらには登録者の増加を望む。
- ・自治体の制度ということではなく里親家庭が生活する地域が里親制度を認知することでコミュニティの中で自然と支えあい、サポートをしてもらえることが理想だから。(お隣の世話焼きおばさんのような存在がいると良いと思う。)
- ・里親制度を正しく理解したうえでやってもいいと考える人を増やすため。
- ・社会的に認知されることが、登録数、委託率の増加に繋がると考えます。

▶ 1位に選んだ理由（つづき）

●里親制度の社会的な認知度の向上（つづき）

- ・子のニーズに合う里親が不足していると思われるため。
- ・里親制度を地域社会が正しく理解することで、里親登録者の増加や、里親家庭の生活のしやすさに繋がると考える。
- ・制度をしっかりと理解した上で里親登録、委託を進めてほしい。

●里親研修の質の向上や標準化

- ・社会的擁護の子どもを養育するにあたって、それ相当のスキルは必要である。
- ・里親の養育能力等の向上により、不調の回避や未委託里親の委託推進が図れると思われるため。
- ・登録数を増やすことを優先したためか、里親として技量や認識の不足しているケースが目立つ。
- ・ある程度、基準がなければ里親を継続するのは難しいと思っている。 特性のある子どもの委託が増えているため、子どもの理解が必要。
- ・関わり方の難しい子どもが増える中で、里親委託率を上げるためには、里親数を増やすだけでなく質の向上が必須。
- ・長野県にある認定基準だけでは、登録業務を支援する中でも認定基準に引っかかる方はほとんどいないです。 どなたでも登録できるわけではなく、研修の質を向上させて、それでも登録を進めたいという方のリクルートが必要だと感じております。
- ・里子候補児童の複雑な問題に対応できる里親をどのように育てていくか課題である。
- ・里親登録数の増加に伴い、里親家庭の家族の形や活動の形など多様化している。 それぞれの里親に必要な研修を行っていく必要があると考える。
- ・被虐待児童の委託が多くなり、児童虐待や子どもに対する理解や養育に対する専門性が必要で、里親の資質向上が必要である。関係機関との連携も必要で、社会資源の理解や活用が出来る里親の登録を進めたい。

●養育里親が利用できる育児休業・看護休暇制度の確立

- ・登録里親には共稼ぎ世帯が多いことから。
- ・養育里親委託の需要が高まっているが、共働きの核家族世帯が増えており委託を諦めることが多いため。
- ・委託先、委託率がどんなに増えたとしても、即日的支援が絶対的に必要だと思うから。
- ・育児休業が取れば、共働きの里親も委託児童の養育に専念することができるため。
- ・共働き世帯が多く、乳幼児を受託する場合には保育園の確保が困難であるため、育児休業、看護休暇は喫緊の課題である。

●未委託里親への委託推進

- ・里親の成り手はいるが委託までに時間がかかる。こどもの反応もより複雑、重篤化しているため。
- ・未委託里親への家庭養護増進が重要だと考えるため
- ・里親登録者数が増加しても、委託に繋がらない。また委託についての打診もない。
- ・里親ではなく、やはり施設に委託されるケースが多い。 未委託里親への研修などが重要だと思う。
- ・社会的養護の子ども達と暮らすことについての意味や大切にしてほしいことをあらためて支援チームと考えながら、より里親家庭と繋がる子ども達が増えてほしい。

●専門職による相談支援体制の強化

- ・子どものいる家庭への専門的支援は必要。
- ・委託推進、不調防止などを考えた時に、入口からの様々な場面（里親希望者、里親、里子、実子、家族の関係性など）でアセスメント力の強化は重要。
- ・委託解除やマッチング不調を減らす必要があるため。
- ・里親養育に悩んでいる時に専門的な見地や経験からアドバイスできるシステムが必要。単に共感するだけでなく継続的で一貫したケースの見立てを共有できるケースワークの専門職が支援の中心となる必要がある。また、心理士による里子の状態の見立てをもとに養育の方針を検討できるようになる必要がある。

●子どもの自立に向けた支援の強化

- ・里親家庭出身の子が、自立した後に里親を頼ることができる構造がない。施設出身であれば受けられる自立支援は里親に適用されず、もしくは様々な自立後のサポート制度も里親の情報収集能力により利用に差が出てしまう。各里親の善意やスキルに頼るのではなく、平等に支援が受けられる体制が必要だと感じている。
- ・自立に向けたスキルを持たない子どもが多いため。
- ・何をもって自立というかはわからないが、就職、進学だけではなくソフト面の支援の必要性を感じている。
- ・中高生から里親委託となり、自立していくケースが増加している。里子が児童相談所や里親支援センターの他に民間の居場所など多くの人や場所と出会い、自立後に相談等ができる場所を知ってほしいと思っている。

●里親家庭の実子に対する支援

- ・措置解除の原因になることが増えているため。
- ・実子と里子との関係性の安定と向上の維持は最優先されるべき項目と考える。
- ・里子がいくことで家族の力動がかわり不調になる。

●里親どうしのピアサポートの推進

- ・困り感の共有。互いに助け合いながら養育していく。
- ・現在、里親ピアサポートを本会で推進している。一里親家庭で養育を抱え込むことのない体制が整いつつある。
- ・里親の苦労は里親だから分かり合える部分と、里親だから難しい部分があるため、そのバランスをとる支援は必要。

●保育／一時預かり／家事といった生活援助の強化

- ・物理的な支援を必要としている里親も多く、共働き世帯が土日に休める環境や夜間の時間が取れる環境の必要性も感じられる。
- ・こどもの特性から、レスパイトや一時預かりを希望する里親がいるが、時には希望に応じられない場合があるため。
- ・子育てや里親さんを長く続けていただくためには、周りのサポートは不可欠だと思います。支援や補助を活用しながら、より良い関係を築き、持続していただければと思います。

●家庭支援事業の6事業について、里親家庭も利用できるような対象の拡充

- ・まずは、里親は安心して養育を出来る環境を準備する事で、登録数も委託数も増えていくように思う。

●「その他」の回答

- ・里親の資質確保
- ・里親の質向上
 - [1位の理由]社会的養護の子供の理解が養育する上で重要であるため。
- ・児童相談所の人員確保と処遇向上
- ・養護施設でいうところのファミリーソーシャルワーカーのように、里親にソーシャルワーカーがつく必要がある。
- ・自治体の里親支援体制の在り方を定める(児童相談所主体の支援体制の改善)
 - [1位の理由]京都市は、里親支援センターをまだ設置していません。来年10月に向けて今予算を取られている段かいです。この5年間は児童相談所がフォスタリング機関でしたが、係りの担当者は2、3年毎に交代、また産休での欠員状況も毎年重なり、里親制度自体の認識から支援の在り方までまったくの初心からのスタートです。京都市で里親を増加し委託を増やしていくためには、まずは、支援体制の拡充が必須であると考えます。

2. 結語

前項に見たように、全国の支援機関において優先課題として認識されているのは、里親のリクルート、里親制度の普及啓発、そして里親のトレーニングといった点でした。いわゆる里親の養育支援については、育児休業・看護休暇制度の確立や専門職による相談支援体制の強化といった点が注目されており、一方で、今回の調査のテーマである「保育／一時預かり／家事といった生活援助の強化」については、多くの回答を得たとはいえ結果となりました。そしてそれは本報告書冒頭の「課題背景」で述べたように、国の里親家庭支援制度をめぐる状況とも同様の傾向といえるでしょう。

しかし取組みは確かに存在し、国の制度としての支援メニューではカバーしきれない里親家庭のニーズにこまやかに対応するために、各地で試行錯誤しながらの実践が積み重ねられていることも明らかになりました。

バディチームは2007年の設立以来、養育支援訪問事業（2024年からは子育て世帯訪問支援事業）を中心に要支援家庭への訪問型支援を続けており、さまざまな事情や背景を抱えた家庭にこちらから出向き、保育・送迎・調理・掃除・学習支援などの具体的な援助を行うことを通じて親子の孤立を防ぐ、訪問型支援の意義と価値を確信しています。

親子の生活場面に入り込むからこそ見えるものがあり、具体的なお手伝いをするからこそ築ける信頼関係があり、面接や相談の場ではないからこそ話してくれることがあります。そして、指導を役割とする専門職ではなく、寄り添いを得意とする非専門職だからこそ受け入れられることも多くあります。

子どもと遊ぶのが得意な人、料理が得意な人、掃除が得意な人、勉強を教えられる人。とくに専門的な資格や経験がなくても、それのできることを生かして、子どもや親の支え手になることができます。実はその裏にはコーディネーターという重要な役回りが存在しているのですが、それについては別の調査報告書（注※）をご覧くださいと思います。

そうした訪問型支援の価値は里親家庭にも通じるという思いで、里親家庭に対する支援も2009年から続けています。東京都で2012年から制度化された事業は現在でも多くの課題が残されており、それは盤石とはいえない私たちの事業運営体制に起因していた面もありますが、より充実した支援が届けられるよう、改善にむけて自治体に対する働きかけも行っています。

また取組みが少しずつでも広がるよう、全国の実践者のみなさんとの学び合いの場もつくっています。今年の1月に開催したオンラインイベントについて付録（p33）で紹介していますが、100名近い方々にご参加をいただき、他地域での実践事例に対する学びのニーズの高さが感じられました。それはきっと、各地の現場のみなさんが手探りで模索を続けていることの裏返しでもあると思います。

子育てを親や里親だけに背負わせず、この世に生まれてきた子どもは社会の全員参加で育てる、そんな「みんなで子育てする社会」を、お題目にとどまらず実装していくために、これからも多くのみなさんと手を取り合い、ともに悩み、ともによるこびあうことができると願っています。

本調査は日本財団による助成を受け、2025年度「里親子に対する訪問型支援の強化と調査研究」事業の一環として実施されました。ニッチともいえる領域の取組みにご支援をいただき、感謝いたします。また実施にあたっては、早稲田大学人間総合研究センターの西郷民紗先生にご協力をいただきました。一連の各工程においていつも温かい笑顔で見守っていただきご助言を賜りましたこと、記して、感謝を申し上げます。そして、多忙のなか調査にご回答いただいた各機関のみなさま、また事業概要の掲載について内容確認のご対応をいただいた各担当者みなさまに、心より敬意と感謝を申し上げます。

参考文献

- ・ こども家庭庁（2026）「社会的養育の推進に向けて」
（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f6e16/38c548eb/20260116_policies_shakaiteki-yougo_154.pdf, 2026.03.18）
- ・ 総務省（2025）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）」
（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000389.html, 2026.03.18）
- ・ 厚生労働省（2025）「令和5年度 福祉行政報告例 里親数及び里親に委託されている児童数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別」
（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040262506, 2026.03.18）
- ・ 品川区（2026）「品川区社会的養育推進計画（素案）」
（https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/pdf/20260127092631_1.pdf, 2026.03.18）

（注※）NPO法人バディチーム（2024）「子育て家庭に対する家庭訪問型子育て支援事業を行う事業者におけるコーディネーターに対するヒアリング調査 調査報告書」

（https://buddy-team.com/wp-content/themes/buddy-team/pdf/report_2023_4.pdf）

Q7～Q10は、**児童相談所以外の方**への質問です。

貴機関が所管する地域を管轄する「児童相談所の設置自治体」についておたずねしています。

基本的には**郵送物の封筒に記載の<児童相談所設置自治体>**についてご回答ください。

封筒に記載の情報と実態が異なる場合には、恐れ入りますが正しい自治体についてご回答ください。

Q7 貴機関が所管する地域について教えてください。

管轄する児童相談所名を教えてください。（複数ある場合は「/」で区切ってご回答ください）

当該児童相談所の設置自治体名を教えてください。

当該設置自治体の人口を教えてください。（単位：万人）

万人

Q8 Q7で回答いただいた児童相談所の設置自治体全体における**登録里親数**を教えてください。（単位：世帯）

※重複可

※不明の場合は「9999」と記入してください。

養育里親	<input type="text"/>	世帯
養子縁組里親	<input type="text"/>	世帯
専門里親	<input type="text"/>	世帯
親族里親	<input type="text"/>	世帯

Q9 Q7で回答いただいた設置自治体全体における**委託里親数**を教えてください。（単位：世帯）

※当該自治体に居住する里親のうち、児童を委託されている家庭数

※不明の場合は「9999」と記入してください。

養育里親	<input type="text"/>	世帯
養子縁組里親	<input type="text"/>	世帯
専門里親	<input type="text"/>	世帯
親族里親	<input type="text"/>	世帯

Q10 Q7で回答いただいた設置自治体全体における**委託児童数**を教えてください。（単位：人）

※当該自治体に居住する里親に委託されている児童数

※不明の場合は「9999」と記入してください。

養育里親	<input type="text"/>	人
養子縁組里親	<input type="text"/>	人
専門里親	<input type="text"/>	人
親族里親	<input type="text"/>	人

Q11 貴機関が所管する地域において、**里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業**が行われていますか。

- はい → Q15 へ
- いいえ → Q12 へ
- わからない → Q12 へ

Q12～Q14は、Q11で「いいえ」「わからない」と回答された方への質問です。

(所管する地域において、里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業が行われていない、またはわからない)

Q12 **事業が行われていない理由**について、ご自身の考えに近いものをすべて選んでください。(複数回答可)

※Q11で「わからない」と回答された方は「その他」を選び、「わからない」とご記入ください。

- 事業に対するニーズがない
- 事業実施のための予算が不足している
- 事業実施のための組織内の人員が不足している
- 事業実施のために委託できる事業者がない
- 事業実施のための訪問支援員の数の確保ができない
- 事業実施のための訪問支援員の質の確保ができない
- そのような事業が存在することを知らず検討されたことがない
- その他

Q13 東京都など一部の地域では、地域住民などの**非専門職も参画する、里親家庭を対象とした育児・家事の支援事業**が行われています。所管する地域においても同様の事業の実施を検討したいと思いますか。

- ぜひ検討したい
- どちらかというと検討したい
- あまり検討したいとは思わない
- まったく検討したいとは思わない

Q14 Q13の回答の理由について、お考えをお聞かせください。

Q15～Q28は、**Q11で「はい」と回答された方**への質問です。

(所管する地域において、里親家庭を対象とした訪問型の育児・家事の支援事業が行われている)

※回答内容については、調査報告書において、児童相談所名または自治体名と紐づいた形で回答内容を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(例：〇〇児童相談所の所管地域(××市・△△市)においては、制度事業として「□□事業」が行われている。)

Q15 当該事業の**事業名**を教えてください。

Q16 当該事業は自治体の制度による事業ですか、あるいは民間事業者による自主事業ですか。

- 自治体の制度事業
- 民間の自主事業
- 不明
- その他

Q17 Q16で「**民間の自主事業**」と回答された方へおたずねします。

当該事業を実施している事業者名を教えてください。（※複数ある場合は「/」で区切ってご回答ください）

Q18 当該事業の対象となる家庭の種別をすべて選んでください。（複数回答可）

- 養育家庭
 養子縁組里親
 専門里親
 親族里親
 ファミリーホーム
 不明
 その他

Q19 当該事業の**対象となる家庭の子どもの年齢の要件**があれば教えてください。

年齢の要件がない場合は「なし」と記入してください。

（例）小学生以下、3才未満、なし

Q20 当該事業の**支援の実施内容**について、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

- 保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等）※里親不在時を含む
 保育（育児のサポート、外出時の同行、遊び、学習の見守り、等）※里親不在時を除く
 送迎（保育園、ならいごと、等）※里親不在時
 家事（掃除、調理、洗濯、買い物の代行、等）
 傾聴、相談
 地域の子育て支援サービス等についての情報提供
 その他

Q21 当該事業の**現場で支援を実施する訪問支援員**について、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

- 児童相談所または里親支援機関の職員
 事業委託先の職員
 対象家庭以外の里親
 児童相談所または里親支援機関に登録する外部スタッフ（住民からの募集など）
 その他

Q22 当該事業の現場で支援を実施する訪問支援員について、**資格等の要件**があれば教えてください。

要件がない場合は「なし」と記入してください。

Q23 当該事業の**実績**について、把握している場合は教えてください。（令和6年度）

※不明の場合はQ25に進んでください。

利用家庭数	<input type="text"/>	世帯
利用回数	<input type="text"/>	回
利用時間数	<input type="text"/>	時間

Q24 当該事業の**実績**について、把握している場合は教えてください。（令和5年度）

※不明の場合はQ25に進んでください。

利用家庭数	<input type="text"/>	世帯
利用回数	<input type="text"/>	回
利用時間数	<input type="text"/>	時間

Q25 当該事業の**有効性**について、ご自身の考えに近いものをすべて選んでください。（複数回答可）

- 里親の負担軽減につながる
- 面談や相談の場面では見えない里親や子どものようすを知ることができる
- 里親以外の大人と関わることで子どもの成長にもよい影響がある
- 委託先の事業者と協働することで制度の普及啓発にもつながる
- あまり有効性のある事業とは思わない
- その他

Q26 Q25で選んだもののうち、ご自身の考えに最も近い内容の理由について、お考えをお聞かせください。

Q27 当該事業を**運営する上での課題**について、あてはまるものをすべて選んでください。（複数回答可）

- 事業実施のための予算が不足している
- 事業実施のための組織内の人員が不足している
- 事業実施のために委託できる事業者がない
- 事業実施のための訪問支援員の数の確保が難しい
- 事業実施のための訪問支援員の質の確保が難しい
- 事業の効果測定が難しい
- 里親家庭のニーズの把握が難しい
- その他

Q28 Q27で回答いただいた課題の克服のためにどのような施策が必要または有効だと思いますか。

お考えをお聞かせください。

Q29～Q34は、**すべての方**への質問です。

※Q29・31における「**非専門職**」とは、社会福祉士・精神保健福祉士・心理士・保健師・保育士など、福祉に関連する特段の資格を有しない、一般の地域住民等を指し、ただし里親は除きます。

Q29 所管する地域における里親家庭むけの支援において、**訪問型の育児・家事の支援事業以外で**、非専門職が参画する取り組みが行われていますか。

（例）研修やサロン会場での子どもの託児、里親会イベントの運営補助

- はい → Q30 へ
- いいえ → Q31 へ
- わからない → Q31 へ

Q30 Q29で「**はい**」と回答された方へおたずねします。

どのような取り組みか、教えてください。

Q31 里親家庭むけの訪問型の育児・家事の支援事業に非専門職が参画することについて、ご自身の考えに近いものを選んでください。

- 大いに推進されるべき
- ある程度推進されるべき
- あまり推進されるべきでない
- まったく推進されるべきでない
- わからない

Q32 Q31の回答の理由について、お考えをお聞かせください。

--

Q33 現状の里親家庭支援制度において最も優先的に取り組まれるべき課題として、ご自身の考えに近いものから順に1～3の順位をつけてください。

- 里親登録数の増加
- 未委託里親への委託推進
- 里親研修の質の向上や標準化
- 専門職による相談支援体制の強化
- 里親どうしのピアサポートの推進
- 保育／一時預かり／家事といった生活援助の強化
- 家庭支援事業の6事業について、里親家庭も利用できるような対象の拡充
- 里親制度の社会的な認知度の向上
- 養育里親が利用できる育児休暇・看護休暇制度の確立
- 里親家庭の子どもどうしの交流の促進
- 子どもの自立に向けた支援の強化
- 里親家庭の実子に対する支援
- その他

Q34 Q33で順位「1」と回答した内容の理由について、お考えをお聞かせください。

--

質問は以上です。

Q35 ご回答いただいたご担当者の情報をご記入ください。

氏名	
所属機関	
部署	
メールアドレス	
電話番号	

Appendix (2) - イベントアーカイブ動画のご案内 -

2026年1月24日、里親家庭支援への非専門職の参画をテーマに、支援者むけのオンラインイベントを開催しました。ゲストは、名古屋市で「里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ」（本調査報告書にも事業概要の掲載あり）を運営する里親支援センターほだかの里さんと、熊本県で「くまもと里親Fikaちょこっと」事業に取り組む認定NPO法人優里の会さんです。全国から100名近い支援従事者が参加し、その取り組み事例について学び合いました。YouTubeにアーカイブ動画を公開していますので、ぜひご覧ください。



▼ アーカイブ動画はこちら ▼



<開催概要>

- 日時 2026年1月24日(土) 14:00~16:00
- 場所 zoomミーティング
- 出演 里親支援センターほだかの里：竹田祥子（センター長）・井上峰子（里親等相談支援員）
認定NPO法人優里の会：八谷斉（副理事長）・りょうこ/たかこ [仮名]（くまもと里親Fikaちょこっと事務局・里親）
認定NPO法人パディチーム：岡田妙子（理事長）



里親支援センターほだかの里

母体は児童養護施設ゆうりん・乳児院ほだか等を運営する社会福祉法人中央有鄰学院。
2021年に名古屋市よりフォスタリング機関業務を受託し、2025年1月から名古屋市東部児童相談所管轄地域の里親支援センター。
2022年より始まった「里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ」では、里親の育児負担軽減と里親相互の助け合いを目的に、訪問型の育児・家事支援を行っている。

里親等支援ボランティア事業さとぼっぼ ▶



認定NPO法人優里の会

2013年設立。里親制度の普及啓発と里子里親の支援を目的に活動を行う。2020年に熊本県よりフォスタリング機関業務を受託し、2024年から八代児童相談所管轄地域の里親支援センター。
2023年より始まった「くまもと里親Fikaちょこっと」事業では、里親仲間および里親家庭に理解のあるサポーターによる短時間の預かり支援を行っている。

くまもと里親Fikaちょこっと ▶



参加者の声

- ・里親さんが安心して養育できるよう支援したいと日頃から思うばかりで実践できていなかったことへの取り組み意欲がさらに湧く、とてもよい機会となりました。
- ・訪問支援と聞くと、訪問相談くらいしか想像できなかった。しかし、家事支援や子どもと過ごす、遊んでもらうなどの具体的な支援内容がある事を知れた。
- ・里親家庭へのよりきめ細やかな支援の必要性について日々感じている所でしたが、今回の発表を聞き、日々の業務の中では限界があるため、別に事業として立ち上げることの重要性を感じました。
- ・長期外泊中の支援、一時保護中の支援をフォスタリング職員のみで対応している現状では限界があると感じていたため、状況は異なりますがアイデアをいただけて良かったです。
- ・レスパイト利用で足りていると認識していましたが、今日の研修で「ちょっとの負担にちょっとの支援」という使い勝手を考えたとき、当地域にもニーズがあると気づかされました。

バディチームの里親家庭支援

- 2009年 里親支援モデル事業（全国社会福祉協議会 助成）
- 2010年 里親家庭ファミリーサポート事業（日本財団 助成）
- 2012年 東京都「里親支援機関事業（育児家事援助者派遣担当）」受託
- 2015年 厚生労働省「里親支援に求められる養育支援とその課題に関する研究」
- 2015年 養子縁組家庭の子育て支援と仕組みづくり事業（東京都福祉保健財団 助成）
- 2020年 東京都世田谷区「里親支援のための育児家事援助者派遣事業」受託
- 2020年 東京都江戸川区「さとおや・おたすけ事業」受託
- 2022年 「里親家庭の親子を地域で支えるための保育士・教員・学童職員むけ啓発プロジェクト」（NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド 助成）
- 2024年 「里親子に対する理解促進および訪問型支援の強化」事業（日本財団 助成）
- 2025年 「里親子に対する訪問型支援の強化と調査研究」事業（日本財団 助成）



バディチームの里親家庭支援



▲ 詳しくはこちら

<https://buddy-team.com/fostercare/>

里親を「増やす」と同時に「支える」ことが必要であるという立場から、バディチームでは里親家庭に対する訪問型の支援を行っています。乳幼児の見守り・遊び相手や、保育所や学校への送迎、家事など、どんな家庭でも必要としている生活援助を里親家庭に対しても行っています。

誰かが互いに支え合え みんなで子育て



現場の支援者は一定の研修を経たあと、里親支援に必要な知識とスキルを身に付けた上で活動にあたっていますが、決して高度な知識を有した資格者や専門家というわけではありません。

非専門職である地域住民であっても、里親子の支え手になることはできる。社会的養護の子どもたちを「みんなで子育てする社会」をめざして活動しています。

非専門職参画型の里親家庭むけ訪問型支援制度の実施状況調査 調査報告書

■助成

公益財団法人日本財団

2025年度「里親子に対する訪問型支援の強化と調査研究」事業

■調査実施者・執筆者

濱田壮摩 認定NPO法人バディチーム 理事

高橋千陽 里親子に対する訪問型支援の強化事業 特別調査班

■協力

西郷民紗 早稲田大学人間総合研究センター 次席研究員・研究院講師

■発行年月

2026年3月

■発行者・問合せ先

認定NPO法人バディチーム

住所：東京都新宿区下宮比町2-28-830

電話：03-6457-5312

mail：honbu@buddy-team.com

web：https://buddy-team.com/



認定NPO法人

バディチーム